

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文目次

○	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）	1
○	（第一条関係）	1
○	国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）（第二条関係）	2
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三条関係）	3
○	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第四条関係）	4
○	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第三百三十二号）（第五条関係）	5
○	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第二十六号）（第六条関係）	7
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第七条関係）	9
○	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）（第八条関係）	10
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第九条関係）	11
○	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）（第十条関係）	14
○	独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（第十一条関係）	16
○	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第十二条関係）	17
○	独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第一百十九号）	
○	（第十三条関係）	19
○	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（第十四条、第十五条、第十六条関係）	20
○	独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）（第十七条関係）	44
○	独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）（第十八条関係）	48
○	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第十九条関係）	49
○	財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（第二十条関係）	51
○	独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第六十四号）（第二十一条関係）	52
○	独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（第二十二条関係）	53
○	独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（第二十三条関係）	55

○	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）（第二十四条関係）	57
○	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二十五条関係）	61
○	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（第二十六条、第二十七条、第二十八条関係）	67
○	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（第二十九条関係）	84
○	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）（第三十条関係）	86
○	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）（第三十一条関係）	87
○	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）（第三十二条関係）	88
○	独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第六十八号）（第三十三条関係）	90
○	独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）（第三十四条関係）	91
○	独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）（第三十五条関係）	92
○	独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）（第三十六条関係）	93
○	独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）（第三十七条関係）	94
○	独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（第三十八条関係）	95
○	独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）（第三十九条関係）	96
○	独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）（第四十条関係）	98
○	独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（第四十一条関係）	100
○	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）（第四十二条関係）	101
○	独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第五十九号）（第四十三条関係）	102
○	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）（第四十四条関係）	103
○	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）（第四十五条関係）	105
○	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）（第四十六条関係）	108
○	独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）（第四十七条関係）	111
○	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（第四十八条関係）	112
○	独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（第四十九条関係）	115
○	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）（第五十条、第五十一条、第五十二条関係）	117

○	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（第五十三条関係）	．．．．．
○	独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（第五十四条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）（第五十五条関係）	．．．．．
○	独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）（第五十六条関係）	．．．．．
○	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（第五十七条関係）	．．．．．
○	国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）（第五十八条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）（第五十九条関係）	．．．．．
○	国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）（第六十条関係）	．．．．．
○	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（第六十一条関係）	．．．．．
○	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第六十二条関係）	．．．．．
○	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第六十三条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）（第六十四条関係）	．．．．．
○	独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）（第六十五条関係）	．．．．．
○	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（第六十六条関係）	．．．．．
○	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）（第六十七条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（第六十八条関係）	．．．．．
○	独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）（第六十九条関係）	．．．．．
○	独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（第七十条関係）	．．．．．
○	独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（第七十一条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（第七十二条関係）	．．．．．
○	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（第七十三条関係）	．．．．．
○	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第五五号）（第七十四条関係）	．．．．．
○	独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）（第七十五条関係）	．．．．．
○	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（第七十六条関係）	．．．．．
○	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第	号）

- (第七十七条関係)
- 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第五十八号) (第七十八条関係) 1941
- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法 (昭和四十年法律第十二号) (第七十九条関係) 1931
- 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和五十四年法律第五十一号) (第八十条関係) 195
- 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) (第八十一条関係) 196
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法 (平成十一年法律第八十三号) (第八十二条関係) 197
- 独立行政法人種苗管理センター法 (平成十一年法律第八十四号) (第八十三条関係) 198
- 独立行政法人家畜改良センター法 (平成十一年法律第八十五号) (第八十四条関係) 199
- 独立行政法人水産大学校法 (平成十一年法律第九十一号) (第八十五条関係) 200
- 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第九十二号) (第八十六条関係) 201
- 独立行政法人農業生物資源研究所法 (平成十一年法律第九十三号) (第八十七条関係) 202
- 独立行政法人農業環境技術研究所法 (平成十一年法律第九十四号) (第八十八条関係) 203
- 独立行政法人国際農林水産業研究センター法 (平成十一年法律第九十七号) (第八十九条関係) 204
- 独立行政法人森林総合研究所法 (平成十一年法律第九十八号) (第九十条関係) 205
- 独立行政法人水産総合研究センター法 (平成十一年法律第九十九号) (第九十一条関係) 206
- 独立行政法人農畜産業振興機構法 (平成十四年法律第二百十六号) (第九十二条関係) 207
- 独立行政法人農業者年金基金法 (平成十四年法律第二百二十七号) (第九十三条関係) 208
- 独立行政法人農林漁業信用基金法 (平成十四年法律第二百二十八号) (第九十四条関係) 209
- 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律 (平成十八年法律第二十六号) (第九十五条関係) 210
- 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律 (平成十九年法律第八号) (第九十六条関係) 211
- 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律 (平成二十年法律第八号) (第九十七条関係) 220
- 貿易保険法 (昭和二十五年法律第六十七号) (第九十八条関係) 223

○	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第九十九条関係）	225
○	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（第百条関係）	231
○	大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（第百一条関係）	233
○	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（第百二条関係）	234
○	経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第百三条関係）	237
○	独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）（第百四条関係）	238
○	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（第百五条関係）	239
○	独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）（第百六条関係）	240
○	独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）（第百七条関係）	241
○	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（第百八条関係）	242
○	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）（第百九条関係）	244
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（第百十条関係）	246
○	独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（第百十一条関係）	249
○	独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）（第百十二条関係）	250
○	独立行政法人金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）（第百十三条関係）	262
○	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（第百十四条関係）	263
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）（第百十五条関係）	265
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（第百十六条関係）	267
○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（第百十七条関係）	270
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（第百十八条関係）	271
○	独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（第百十九条関係）	272

○	独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第二百二十条関係）	．．．．．
○	独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）（第二百二十一条関係）	．．．．．
○	独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）（第二百二十二条関係）	．．．．．
○	独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）（第二百二十三条関係）	．．．．．
○	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（第二百二十四条関係）	．．．．．
○	独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）（第二百二十五条関係）	．．．．．
○	独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（第二百二十六条関係）	．．．．．
○	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（第二百二十七条関係）	．．．．．
○	自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（第二百二十八条関係）	．．．．．
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第二百二十九条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）（第二百三十条関係）	．．．．．
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（第二百三十一条関係）	．．．．．
○	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）（第二百三十二条関係）	．．．．．
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第九号）（第二百三十三条関係）	．．．．．
○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第一百号）（第二百三十四条関係）	．．．．．
○	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第二百三十五条関係）	．．．．．
○	独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第九号）（第二百三十六条関係）	．．．．．
○	環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（第三百三十七条関係）	．．．．．
○	独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（第三百三十八条関係）	．．．．．
○	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第三百三十九条関係）	．．．．．
○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第四百四十条関係）	．．．．．
○	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（第四百四十一条関係）	．．．．．

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第十五条 平成十八年度以降に初めて中期目標の期間（独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する中期目標の期間をいう。次条において同じ。）が終了する独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団を含む。以下この節において同じ。）を所管する大臣は、独立行政法人通則法第三十五条第一項（日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による検討を行うときは、これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p>

○ 国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（館長及び理事の任期） 第十条 館長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 国立公文書館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣及び内閣府令とする。</p>	<p>（役員^レの任期） 第十条 館長の任期は四年とし、理事及び監事^レの任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会^レの意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 国立公文書館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。</p>

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>				（略）	（略）	（略）	（略）
				食品安全委員会	食品安全基本法	（略）	（略）
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（設置） 第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>				（略）	（略）	（略）	（略）
				食品安全委員会	食品安全基本法	（略）	（略）
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法	独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>第四十三条（略） 2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略） （主務大臣等） 第四十五条 センターに係わる通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣及び内閣府令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>第四十三条（略） 2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略） （主務大臣等） 第四十五条 センターに係わる通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。</p>

○ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十三条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（長期借入金） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 （略）</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十三条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（長期借入金） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 （略）</p>

(削る)

2| (略)

(報告書の写しの送付等)

第十七条 内閣総理大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを農林水産大臣に送付するものとする。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項(貸付業務に係るものに限る。)に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

2| 協会に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3| (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第項、第三十八条第三項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2| 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第二十六号）（第六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（委員） 第十五条 （略）</p> <p>3 第十一条及び第十二条並びに通則法第十四条（法人の長となるべき者に係る部分に限る。）、第二十一条第三項、第二十二條並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十五条第一項」と、通則法第二十三條第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「内閣総理大臣は、」と読み替えるものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第十七条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（役員任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（委員） 第十五条 （略）</p> <p>2 第十一条及び第十二条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二條並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十五条第一項」と、通則法第二十三條第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「内閣総理大臣は、」と読み替えるものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第十七条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>

(主務大臣等)
第十八条 (略)

2| (略)

(報告書の写しの送付等)

第十九条 内閣総理大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを文部科学大臣に送付するものとする。

2| 文部科学大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項(前条第一項第二号に規定する業務に係るものに限る。)に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

(主務大臣等)
第十八条 (略)

2| 機構に係る通則法における主務省は、内閣府とする。
3| (略)

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十九条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び文部科学省の独立行政法人評価委員会」とする。

2| 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地</p> <p>2 ・3 二十二～三十八（略）</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地</p> <p>2 ・3 二十二～三十八（略）</p>

○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）（第八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条 （略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 基金に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ総務大臣及び総務省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条 （略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 第二款の二（略）</p> <p>第三款 独立行政法人評価委員会（第十八条）</p> <p>第四款 国地方係争処理委員会（第十九条）</p> <p>第五款 電気通信事業紛争処理委員会（第二十条）</p> <p>第六款 電波監理審議会（第二十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>行政不服審査会</p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p>国地方係争処理委員会</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会</p> <p>電波監理審議会</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 第二款の二（略）</p> <p>第三款 国地方係争処理委員会（第十八条）</p> <p>第四款 電気通信事業紛争処理委員会（第十九条）</p> <p>第五款 電波監理審議会（第二十条）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>行政不服審査会</p> <p>（新設）</p> <p>国地方係争処理委員会</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会</p> <p>電波監理審議会</p> <p>独立行政法人評価委員会</p>

第三款 独立行政法人評価委員会

第十八条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四款 国地方係争処理委員会

第十九条 国地方係争処理委員会については、地方自治法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第五款 電気通信事業紛争処理委員会

第二十条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電波法（昭和二十五年法律第三十一号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第六款 電波監理審議会

第二十一条 電波監理審議会については、電波法、放送法（昭和二十五年法律第三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六

第三款 国地方係争処理委員会

第十八条 国地方係争処理委員会については、地方自治法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第四款 電気通信事業紛争処理委員会

第十九条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電波法（昭和二十五年法律第三十一号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第五款 電波監理審議会

第二十条 電波監理審議会については、電波法、放送法（昭和二十五年法律第三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三十五号）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

第六款 独立行政法人評価委員会

第二十一条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

年法律第百三十五号) 及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号) 並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

○ 独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第十一条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十七条 （略）</p> <p>2 総務大臣（債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣）は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 7 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第二十二條 （略）</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（役員（の任期）） 第十一条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十七条 （略）</p> <p>2 総務大臣（債務保証勘定に係る承認をしようとするときは総務大臣及び財務大臣）は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会（債務保証勘定に係る承認については総務省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会）の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 7 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第二十二條 （略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 (削る)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(報告書の写しの送付等)</p> <p>第二十三条 総務大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを財務大臣に送付するものとする。</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（前条第一項第六号に掲げる業務に係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 機構に係る通則法における主務省は、総務省とする</p> <p>4 (略)</p>	<p>(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)</p> <p>第二十三条 前条第一項第六号に掲げる業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第二項、第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。</p> <p>2 総務省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第六号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。</p> <p>二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。</p>

○ 独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ総務大臣及び総務省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。</p>

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百号）（第十二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十五条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金） 第二十六条（略）</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 機構については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金） 第二十六条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>

(償還計画)
第二十七条 (略)

(削る)

(関係大臣との協議)

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

- 一 四 (略)
- 五 第二十六条又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき 財務大臣
- 六 (略)

(主務大臣等)

第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ総務大臣及び総務省令とする。

(償還計画)
第二十七条 (略)

2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(関係大臣との協議)

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

- 一 四 (略)
- 五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣
- 六 (略)

(主務大臣等)

第三十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ総務大臣、総務省及び総務省令とする。

○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>附則</p> <p>（独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、総務大臣が独立行政法人通則法第三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の評価を受けるものとする。</p>
現行	<p>附則</p> <p>（独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、総務大臣が独立行政法人通則法第三十二条第一項の評価を受けるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 財務及び会計（第四十三条―第四十七条の二）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（中期計画）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>七 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>3～6（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 財務及び会計（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（中期計画）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>3～6（略）</p>

(利益及び損失の処理)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第八号の剰余金の使途に充てることができる。

4 (略)

(評価委員会の意見聴取)

第四十七条の二 法務大臣は、準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条並びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各

(利益及び損失の処理)

第四十五条 (略)

2 (略)

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

4 (略)

(新設)

(独立行政法人通則法の規定の準用)
第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二條、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及

省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる 独立行政法人通 則法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
									(略)	(略)	(略)

び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる 独立行政法人通 則法の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
									(略)	(略)	(略)

第三十三條	(略)	第三十三條	(略)	第四十六條の三 第一項ただし書	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第五号	第三十三條
第三十九條	(略)	第三十九條	(略)	第四十六條の三 第一項ただし書 及び第二項ただし書	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第五号	第三十九條
第四十二條	(略)	第四十二條	(略)	第四十六條の三 第一項ただし書 及び第二項ただし書	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第五号	第四十二條
第四十八條第一 項ただし書	第三十條第二項 第五号	第四十八條第一 項第七号	第三十條第二項 第五号	第四十六條の三 第一項ただし書	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第四号の二	第三十條第二項 第五号	第四十八條第一 項ただし書

第三十三條	(略)	第三十三條	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三十三條
第三十九條	(略)	第三十九條	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第三十九條
第四十二條	(略)	第四十二條	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第四十二條
第四十八條第一 項	中期計画	第四十八條第一 項 中期計画 規定する中 期計画(以下単	第四十八條第一 項 中期計画 規定する中 期計画(以下単	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第四十八條第一 項

第五十条	(略)	(略)	第六十五条第一項	(略)
第五十二条第三項	(略)	(略)	第六十四条第一項	(略)

(財務大臣との協議)
 第四十九条 財務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十八条第一項の認可をしようとするとき。
 二 四 (略)

第五十条	(略)	(略)	第六十五条第一項	(略)	第三十条第二項第五号	同法第四十一条第二項第六号	に「中期計画」という。
第五十二条第三項	(略)	(略)	第六十四条第一項	(略)			

(財務大臣との協議)
 第四十九条 財務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十八条第一項の認可をしようとするとき。
 二 四 (略)

○ 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の職務及び権限） 第二十三条（略）</p> <p>2 監事は、支援センターの業務を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>3 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は支援センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>6（略） 7（略） 8（略） 9（略） 10（略）</p> <p>（役員の任命） 第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な</p>	<p>（役員の職務及び権限） 第二十三条（略）</p> <p>2 監事は、支援センターの業務を監査する。</p> <p>3 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して、事務及び事業の報告を求め、又は支援センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>6（略） 7（略） 8（略） 9（略） 10（略）</p> <p>（役員の任命） 第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な</p>

業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであった者を除く。）のうちから、法務大臣が内閣の承認を得て任命する。

2 監事は、法務大臣が内閣の承認を得て任命する。

3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第四十条第一項に規定する中期目標の達成その他の支援センターにおける重要な課題を公示して候補者を募集するものとする。

一 支援センターの業務の実績を考慮して、現にその職にある者を再任しようとする場合

二 理事長又は監事の職にあった者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定による候補者の募集（以下この条において「公募」という。）を行うことが支援センターの事務及び事業の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めべき特別の事情がある場合

4 前項の規定は、理事長又は監事の候補者の推薦を求めるときを妨げない。

5 公募及び前項の推薦の求めに関し必要な事項は、法務省令で定める。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由）、当該任命を行うおとす理由、当該任命を行うおとす際に考慮した準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十二条第一項及び第三十四条第一項の規定による評価の結果その他承認

業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであった者を除く。）のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

<p>7 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。</p>	<p>10 9 8 (略) (略) (略)</p>	<p>2 (役員)の任期) 第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とし、監事の任期はその任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第四十四条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 (役員)の解任) 第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法第二十二條の規定により役員となることができないうに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならぬ。理事長又は理事が裁判官又は検察官となつたときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (業務方法書) 第三十四条 (略)</p>
<p>3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。</p>	<p>6 5 4 (略) (略) (略)</p>	<p>2 (役員)の任期) 第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>2 (役員)の解任) 第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)をいう。以下同じ。)第二十二條の規定により役員となることができないうに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならぬ。理事長又は理事が裁判官又は検察官となつたときも、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (業務方法書) 第三十四条 (略)</p>

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制

3 3 6 (略)

(財務諸表等)

第四十四条 (略)

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告書及び会計監査報告書を添付しなければならない。

3 (略)

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 支援センターは、第一項の附属明細書その他法務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができるとがである。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(公告をする方法のうち、電子情報処理

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

3 3 6 (略)

(財務諸表等)

第四十四条 (略)

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付けなければならない。

3 (略)

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(新設)

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをとる方法をいう。次項において同じ。

支援センターが前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の法務省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第十九条の二、第二十二條、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条から第六十一条の七まで並びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と、「非特定独立行政法人」とあり、及び「当該非特定独立行政法人」とあるのは「支援センター」と、「非特定独法役職員」とあるのは「支援センター役職員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字

(新設)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条並びに第六十三条から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)」とあり、及び「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条第一項	(略)	(略)	第二十四条から第二十六条まで	(略)	法人の長	この法律、個別法	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる 独立行政法人通 則法の規定	読み替えられる 字句
											読み替える字句	

第三十一条第一項	(略)	(略)	第二十四条から第二十六条まで	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	読み替えられる 独立行政法人通 則法の規定	読み替えられる 字句
											読み替える字句	

第三十一條第二項	第三十三條	第三十九條第一項						
(略)	(略)	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）	財務諸表					
(略)	(略)	日本司法支援センター	総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）	会計監査報告書	法務省令	この法律、個別	第三十九條の二	第一項
(略)	(略)			会計監査報告	総務省令	法		

第三十一條第二項	第三十三條	第三十九條						
(略)	(略)	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	財務諸表					
(略)	(略)	日本司法支援センター	総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）	会計監査報告書	法務省令			
(略)	(略)			財務諸表	総務省令			

第五十二条第三項	第五十条	第四十八条第一項ただし書	第四十六条の第三項及び第五項	第四十六条の第三項ただし書	第四十六条の第三項	第四十六条の第二項ただし書及び第二項ただし書	第四十二条	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	条において準用するこの法律の規定を含む。

第五十二条第三項	第五十条	第四十八条第一項ただし書	第四十六条の第三項及び第五項	第四十六条の第三項ただし書	第四十六条の第三項	第四十六条の第二項ただし書及び第二項ただし書	第四十二条	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第六十四条第一項	第六十一条の二、第六十一条の四、第六十一条の五、第六十一条の六、第六十一条の七	政令	第六十一条の二第六項	この法律、個別法	政令	第六十一条の二第三項及び第五項	政令	第六十一条の二第二項第五号	第三十五条	第六十一条の二第二項第一号	政令
この法律											
総合法律支援法(同法第四十八条)において準用するこの法律の	法務省令		総合法律支援法(同法第四十八条)において準用するこの法律の規定を含む。)		法務省令	法務省令	法務省令	総合法律支援法第四十二条第一項		法務省令	

第六十四条第一項	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
この法律	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
総合法律支援法	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

第六十五条第一項	この法律、個別法	総合法律支援法 (同法第四十八 条において準用 するこの法律の 規定を含む。)	規定を含む。
<p>第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書又は会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>十 準用通則法第六十一条の六第三項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>			

第六十五条第一項	この法律、個別法	総合法律支援法	
<p>第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。</p> <p>七 九 (略)</p> <p>十 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>			

改正案	現行
<p>（日本司法支援センター評価委員会） 第十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、関係行政機関の長又は理事長若しくは監事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>5 評価委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるときは、支援センターの業務並びに資産及び債務の状況を調査し、又は委員その他政令で定める者にこれを調査させることができる。</p> <p>6 第二項から前項までに定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。</p> <p>（役員の任命） 第二十四条（略）</p> <p>2・5（略）</p> <p>6 法務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に該当すると認められる理由）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に考慮した第四十一条の二第二項に規定する評価結果その他承認を得るために必要と認められる事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。</p>	<p>（日本司法支援センター評価委員会） 第十九条（略）</p> <p>2・3（略） （新設）</p> <p>4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。</p> <p>（新設） （役員の任命） 第二十四条（略）</p> <p>2・5（略）</p> <p>6 法務大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該各号に該当すると認められる理由）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に考慮した準用通則法（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十二条第一項及び</p>

7
5
10 (略)

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号))をいう。以下同じ。)第二十二條の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となつたときも、同様とする。

2
5
6 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十一条の二 評価委員会による準用通則法第三十二條第一項の規定による評価は、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イ又はロに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。

2 | 評価委員会は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価の結果(以下この条において「評価結果」という。)を支援センター及び独立行政法人評価委員会に通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、支援センターに対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

3 | 評価委員会は、遅滞なく、評価結果及び前項の勧告の内容を公表しなければならない。

4 | 独立行政法人評価委員会は、第二項の規定により通

第三十四条第一項の規定による評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

7
5
10 (略)

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法第二十二條の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となつたときも、同様とする。

2
5
6 (略)

(新設)

知された評価結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができる。この場合において、独立行政法人評価委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時までに、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

4 独立行政法人評価委員会は、支援センターの中期目標の期間の終了時までに、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。この場合において、独立行政法人評価委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

5 (略)

(評価委員会の意見聴取)

第四十七条の二 法務大臣は、準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項又は第四十八条の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十二条の六、第十六条、第十七条、第十九条の二、第二十二條、第二十

(中期目標の期間の終了時の検討)

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2・3 (略)

4 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。

5 (略)

(評価委員会の意見聴取)

第四十七条の二 法務大臣は、準用通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六条、第十七条、第十九条の二、第二十二條、第二十四条から第二十

第三十二条第一	第三十一条第二項	第三十一条第一項	第二十四条から第二十六条まで	第十九条の二		第十六条	第十二条の六第二項		評価委員会	独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)
									(略)	
日本司法支援セ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十三条	第三十一条第二項	第三十一条第一項	第二十四条から第二十六条まで	第十九条の二		第十六条	(新設)		中期目標の期間	(新設)
									(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十九条の二	第三十九条第二号	第三十九条第一号			第三十二条第二号	項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総務省令	中期目標の期間の最初
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	法務省令	総合法律支援法第四十条第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という)の期間(同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)(の最初)
						ンター評価委員会(以下「評価委員会」という)。

第三十九条の二	第三十九条第二号	第三十九条第一号			(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	第四十条第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という)の期間(同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)(の最初)

第六十一条の二	第五十二条第三項	第五十条	第四十八条ただし書	第四十六條の三第三項及び第五項	第四十六條の三第一項ただし書	第四十六條の三第一項	第四十二條	第四十六條の二第一項ただし書及び第二項ただし書	第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六十一条の二	第五十二条第三項	第五十条	第四十八条第一項ただし書	第四十六條の三第三項及び第五項	第四十六條の三第一項ただし書	第四十六條の三第一項	第四十二條	第四十六條の二第一項ただし書及び第二項ただし書	第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六十五條第一項	第六十四條第一項	第六十一條の四、第六十一條の五第一項、第六十一條の六第三項及び第六十一條の七	第六十一條の二第六項	第六十一條の二第三項及び第五項	第六十一條の二第二項第五号	第二項第一号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(財務大臣との協議)
 第四十九條 財務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

第六十五條第一項	第六十四條第一項	第六十一條の四、第六十一條の五第一項、第六十一條の六第三項及び第六十一條の七	第六十一條の二第六項	第六十一條の二第三項及び第五項	第六十一條の二第二項第五号	第二項第一号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(財務大臣との協議)
 第四十九條 財務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七
条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用
通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三
項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十
八条の認可をしようとするとき。

二 四 (略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、
その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円
以下の過料に処する。

一 七 (略)

八 準用通則法第三十二条第二項の規定による報告書
の提出をせず、又は当該報告書に記載すべき事項を
記載せず、若しくは虚偽の記載をして当該報告書を
提出したとき。

九 十 (略)

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七
条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用
通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三
項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは第四十
八条第一項の認可をしようとするとき。

二 四 (略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、
その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円
以下の過料に処する。

一 七 (略)

八 準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の
提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記
載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提
出したとき。

九 十 (略)

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（有償資金協力業務に係る財務諸表等） 第二十八条 機構は、有償資金協力業務に係る財産目録及び貸借対照表（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第三十条第一項において同じ。）を含む。）を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、有償資金協力業務に係る損益計算書（当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類（以下「財務諸表」という。）に関する監査報告を添付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監査報告を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（有償資金協力業務に係る財務諸表等） 第二十八条 機構は、有償資金協力業務に係る財産目録及び貸借対照表（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第三十条第一項において同じ。）を含む。）を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、有償資金協力業務に係る損益計算書（当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 機構は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。</p>

3
3
5 (略)

第三十条 機構は、有償資金協力業務に係る決算完結後、有償資金協力業務に係る予算の区分に従い、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）を作成し、当該決算報告書に関する監査報告を添付し、かつ、第二十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た有償資金協力業務に係る財務諸表を添え、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならぬ。

2
2
3 (略)

4 機構は、第一項の規定による有償資金協力業務に係る決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

5
5
6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)
第三十一条 (略)
(削る)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、一般勘定に係る納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は

3
3
5 (略)

第三十条 機構は、有償資金協力業務に係る決算完結後、有償資金協力業務に係る予算の区分に従い、毎事業年度の有償資金協力業務に係る決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を添付し、かつ、第二十八条第一項の規定により財務大臣に届け出た有償資金協力業務に係る財務諸表を添え、遅滞なく、主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならぬ。

2
2
3 (略)

4 機構は、第一項の規定による有償資金協力業務に係る決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならぬ。

5
5
6 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)
第三十一条 (略)
外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、一般勘定に係る納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は

<p>、政令で定める。</p>	<p>4 5 6 7 8 9 10 </p>	<p>第四項の準備金は、有償資金協力勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。</p> <p>機構は、第四項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>(略)</p> <p>前項に定めるもののほか、第七項の規定による有償資金協力勘定に係る納付金の納付の手續その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第三十三條 有償資金協力勘定における通則法第四十五條第一項の規定による長期借入金の現在額、前条第一項の規定による長期借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債券の元本に係る債務の現在の合計額は、第五条に規定する資本金のうち有償資金協力勘定に区分された額及び第三十一條第四項に規定する準備金の額の合計額の三倍に相当する額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>2 第四十二條 (協議) (略)</p>
<p>、政令で定める。</p>	<p>5 6 7 8 9 10 11 </p>	<p>第五項の準備金は、有償資金協力勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。</p> <p>機構は、第五項の規定による残余の額から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>(略)</p> <p>前項に定めるもののほか、第八項の規定による有償資金協力勘定に係る納付金の納付の手續その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第三十三條 有償資金協力勘定における通則法第四十五條第一項の規定による長期借入金の現在額、前条第一項の規定による長期借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債券の元本に係る債務の現在の合計額は、第五条に規定する資本金のうち有償資金協力勘定に区分された額及び第三十一條第五項に規定する準備金の額の合計額の三倍に相当する額を超えてはならない。</p> <p>(略)</p>	<p>2 第四十二條 (協議) (略)</p>

<p>2 (略)</p>	<p>3 外務大臣は、第十三条第一項第二号に規定する業務 に関し、第一号から第四号までの場合にあつては財務 大臣及び経済産業大臣に、第五号及び第六号の場合に あつては経済産業大臣に協議しなければならない。 一 三 (略)</p> <p>四 通則法第二十八条第二項第三号の規定により外務 省令を定めようとするとき。</p> <p>4 (略)</p> <p>(主務大臣等) 第四十三条 (略) (削る)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 外務大臣は、第十三条第一項第二号に規定する業務 に関し、第一号から第四号までの場合にあつては財務 大臣及び経済産業大臣に、第五号及び第六号の場合に あつては経済産業大臣に協議しなければならない。 一 三 (略)</p> <p>四 通則法第二十八条第二項の規定により外務省令を 定めようとするとき。</p> <p>4 (略)</p> <p>(主務大臣等) 第四十三条 (略) 2 機構に係る通則法における主務省は、外務省とする</p>

○ 独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第九条 理事長及び理事の任期は、四年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 基金は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十九条 基金に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ外務大臣及び外務省令とする。</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第九条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 外務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十九条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ外務大臣、外務省及び外務省令とする。</p>

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三 非課税文書の表（第五条関係）		別表第三 非課税文書の表（第五条関係）	
文書名	作成者	文書名	作成者
<p>（略）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第七号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第八号、第十一号並びに第十二号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十三号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団</p>	<p>（略）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>

及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書	（略）	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号（業務の範囲）の業務に関する文書	（略）
	（略）	独立行政法人情報処理推進機構	（略）

の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書	（略）	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書	（略）
	（略）	独立行政法人情報処理推進機構	（略）

○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等（第六条―第八条） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則 （設置） 第六条（略） （削る） （削る）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節（略） 第二節 審議会等（第六条―第八条の二） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則 （設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより財務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、独立行政法人評価委員会とする。 （独立行政法人評価委員会） 第八条の二 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>

○ 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 研究所は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。</p>

○ 独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）（第二十二條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略） （削る）</p> <p>3 （略） 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人造幣局債券） 第十六条 （略） （削る）</p> <p>2 前項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 （略） 4 （略） 5 （略）</p>	<p>（役員任期） 第九条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略） 3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 （略） 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人造幣局債券） 第十六条 （略）</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 （略） 5 （略） 6 （略）</p>

6 | (略)

(償還計画)

第十七条 (略)
(削る)

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条の規定による
検討を行うに当たつては、貨幣の確実な製造の確保並
びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安
定の確保の必要性に配慮するものとする。

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣及び主
務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。

7 | (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとする
ときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴かなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定
による検討を行うに当たつては、貨幣の確実な製造の
確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制
度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(主務大臣等)

第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務
省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財
務省令とする。

○ 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略） （削る）</p> <p>3 （略） 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券） 第十六条 （略） （削る）</p> <p>2 前項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 （略） 4 （略） 5 （略）</p>	<p>（役員任期） 第九条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略） 3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 （略） 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券） 第十六条 （略）</p> <p>2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 （略） 5 （略） 6 （略）</p>

6 | (略)

(償還計画)

第十七条 (略)
(削る)

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条の規定による
検討を行うに当たつては、銀行券の確実な製造の確保
並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の
安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣及び
主務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。

7 | (略)

(償還計画)

第十七条 (略)
2

財務大臣は、前項の規定による認可をしようとする
ときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴かなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定
による検討を行うに当たつては、銀行券の確実な製造
の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨
制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主
務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び
財務省令とする。

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（区分経理） 2 第十一条（略） 2 機構は、前項第二号に掲げる業務に係る勘定（次条第四項及び第十五条第四項において「第二号勘定」という。）から、運用利益金のうち前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の適切な運営を確保するために必要な経費の財源に充てるべき額として財務省令で定めるところにより算定した額を、前項第一号に掲げる業務に係る勘定（次条第一項及び第十五条第四項において「第一号勘定」という。）に繰り入れるものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 機構は、第一号勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項及び第四項において「整理」という。）を行った後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（区分経理） 2 第十一条（略） 2 機構は、前項第二号に掲げる業務に係る勘定（次条第五項及び第十五条第五項において「第二号勘定」という。）から、運用利益金のうち前条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務の適切な運営を確保するために必要な経費の財源に充てるべき額として財務省令で定めるところにより算定した額を、前項第一号に掲げる業務に係る勘定（次条第一項及び第十五条第五項において「第一号勘定」という。）に繰り入れるものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 機構は、第一号勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項及び第五項において「整理」という。）を行った後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で</p>

定める基準により計算した額に政令で定める割合を乗じて得た額を、それぞれ国庫及び機構に出資した地方公共団体（以下この項及び次項において「国庫等」という。）に納付しなければならない。

定める基準により計算した額に政令で定める割合を乗じて得た額を、それぞれ国庫及び機構に出資した地方公共団体（以下この項及び次項において「国庫等」という。）に納付しなければならない。

2 (略)
(削る)

3 | 2
(略)

財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 | 4 | 3 |
(略) (略) (略)

6 | 5 | 4 |
(略) (略) (略)

第十三条 (略)
(長期借入金及び日本万国博覧会記念機構債券)
(削る)

第十三条 (略)
(長期借入金及び日本万国博覧会記念機構債券)
(削る)

2 | 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 | 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 | 5 | 4 | 3 |
(略) (略) (略) (略)

7 | 6 | 5 | 4 |
(略) (略) (略) (略)

第十四条 (償還計画)
(略)
(削る)

第十四条 (償還計画)
(略)
(削る)

第十四条の二 機構は、通則法第四十六条の三第二項の規定による請求があつた場合において、同条第三項に

規定する帳簿価額を超える額があるときは、遅滞なく、これを当該請求をした地方公共団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について当該地方公共団体に納付しないことについて財務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

(日本万国博覧会記念基金)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、前項ただし書の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した額に相当する金額を第二号勘定から第一号勘定に繰り入れるものとする。

5 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第十六条 (略)

2 財務大臣は、次の場合には、機構に出資した地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

一 三 (略)

ときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(新設)

(日本万国博覧会記念基金)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 財務大臣は、前項ただし書の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 機構は、第三項ただし書の規定により基金を取り崩したときは、その取り崩した額に相当する金額を第二号勘定から第一号勘定に繰り入れるものとする。

6 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第十六条 (略)

2 財務大臣は、次の場合には、機構に出資した地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

一 三 (略)

四 通則法第三十五条の規定により所要の措置を講じようとするとき。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ財務大臣及び財務省令とする。

四 通則法第三十五条第一項の規定により所要の措置を講じようとするとき。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

改正案	現行
<p>（目的） 第八十五条（略）</p> <p>3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は非化石エネルギーの開発及び</p>	<p>（目的） 第八十五条（略）</p> <p>3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることにかんがみ講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限り、かつ、海外で行う場合にあつては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資（可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは非化石エネルギーの開</p>

び利用の促進に関する業務で政令で定めるものに
係る出資に限る。)又は交付金の交付

ロ、ニ (略)

二・三 (略)

4・5 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出
は、次のとおりとする。

一 歳入

イ、ニ (略)

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法第十三条第二項及び独立行政法人新エネルギー

・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定

による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ、リ (略)

二 (略)

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のと

おりとする。

一 歳入

イ、ニ (略)

ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四

年法律第七十九号)第十五条第三項、独立行政

発及び利用の促進に関する業務で政令で定めるも

の又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有

効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措

置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲

げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号ま

でに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若

しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改

善に係るものに限る。)に係る出資に限る。)又

は交付金の交付

ロ、ニ (略)

二・三 (略)

4・5 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出
は、次のとおりとする。

一 歳入

イ、ニ (略)

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法第十三条第三項及び独立行政法人新エネルギー

・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定

による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ、リ (略)

二 (略)

2 電源開発促進勘定における歳入及び歳出は、次のと

おりとする。

一 歳入

イ、ニ (略)

ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四

年法律第七十九号)第十五条第三項、独立行政

法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十一条第二項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

二 (略)

(歳入及び歳出)

第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 二 (略)

ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第二項の規定による納付金

二 (略)

2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ ト (略)

チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第二項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第

法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

二 (略)

(歳入及び歳出)

第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 二 (略)

ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金

二 (略)

2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ ト (略)

チ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十四条第三項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第

<p>三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第二項の規定による納付金</p>	<p>二 （略）</p>	<p>3 （略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第百十一条（略）</p>	<p>2 （略）</p>	<p>7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ ホ （略） ハ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項の規定による納付金 ト （略） 二 （略）</p>	<p>（他の勘定への繰入れ） 第百十四条（略）</p>	<p>2 （略）</p>	<p>9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第三項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。</p>	<p>2 （略）</p>	<p>3 （略）</p>
<p>三項及び独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十四条第三項の規定による納付金</p>	<p>二 （略）</p>	<p>3 （略）</p>	<p>（歳入及び歳出） 第百十一条（略）</p>	<p>2 （略）</p>	<p>7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ ホ （略） ハ 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金 ト （略） 二 （略）</p>	<p>（他の勘定への繰入れ） 第百十四条（略）</p>	<p>2 （略）</p>	<p>9 独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金に相当する金額は、政令で定めるところにより、業務勘定から国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。</p>	<p>2 （略）</p>	<p>3 （略）</p>

4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ ト (略)

チ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第二項又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）

リ ヌ (略)

5 (略)

附 則

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第十四条において読み替えて適用する同法第十九条第二項及び同法附則第六条第六項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

（自動車事故対策勘定の歳入及び歳出）

第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ ハ (略)

ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十五条第二項の規定による納付金

4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ ト (略)

チ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項又は関西国際空港株式会社法第十三条第一項の規定による納付金（この勘定に帰属するものに限る。）

リ ヌ (略)

5 (略)

附 則

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）附則第六条第五項に規定する特別の勘定が廃止されるまでの間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第十四条において読み替えて適用する同法第十九条第三項及び同法附則第六条第六項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

（自動車事故対策勘定の歳入及び歳出）

第五十八条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ ハ (略)

ニ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十五条第三項の規定による納付金

二 亦
(略) (略)

二 亦
(略) (略)

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等） 第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）<u>、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。</u>この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八</p>	<p>（中期目標、中期計画、年度計画及び評価等） 第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）<u>、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。</u>この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。</p>

条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と読み替えるものとする。

（不要財産に係る国庫納付等）

第三十八条の二 独立行政法人通則法第八条第三項及び第四十六条の二の規定は、事業団について準用する。この場合において、同項中「重要な財産」とあるのは「重要な財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属するものに限る。）」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあるのは「文部科学省令」と、「業務を」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務を」と、「第四十六条の二又は第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の二」と、同条第一項から第四項までの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第一項ただし書及び第二項ただし書中「中期計画」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十条第一項に規定する中期計画」と、「第三十条第二項第四号の二」とあるのは「同条第二項第四号の二」と読み替えるものとする。

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項、第三十八条第一項又は第三十八条

（新設）

（財務大臣との協議）

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項若しくは第十項又は第三十八条第一項の規定による

の二において準用する同法第四十六条の二第一項、
第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（
第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第
一項第三号又は第五号の経理に係るもの限り、第
三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十
三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をし
ようとするとき。

二〇五（略）

認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十
三条第一項第三号又は第五号の経理に係るものに限
り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては
第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。
）をしようとするとき。

二〇五（略）

改正案	現行
<p>（役員の職務及び権限） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 監事は、事業団の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して業務の報告を求め、又は事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、事業団の子法人（事業団がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>7（略）</p> <p>（理事長等への報告義務） 第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をすおそれがあるとき認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長（当該役員が理事長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。</p>	<p>（役員の職務及び権限） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 監事は、事業団の業務を監査する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4（略）</p> <p>（新設）</p>

ならない。

(役員 の 任命)

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が内閣の承認を得て任命する。

一・二 (略)

2 監事は、文部科学大臣が内閣の承認を得て任命する。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による理事長又は監

事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項に規定する中期目標の達成その他の事業団における重要な課題を公示して候補者を募集するものとする。

一 事業団の業務の実績を考慮して、現にその職にある者を再任しようとする場合

二 理事長又は監事の職にあつた者が欠け、かつ、緊急に補欠を行う必要がある場合

三 前二号に掲げるもののほか、この項の規定による候補者の募集(以下この条において「公募」という。)を行うことが事業団の業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき特別の事情がある場合前項の規定は、理事長又は監事の候補者の推薦を求め、これを妨げない。

5 公募及び前項の推薦の求めに關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

6 文部科学大臣は、第一項又は第二項の承認を得ようとする場合には、公募の結果(第三項各号のいずれかに該当する場合に於ては、当該各号に該当すると認められる理由)、当該任命を行おうとする理由、当該任命

(役員 の 任命)

第十二条 理事長は、次に掲げる者のうちから、文部科学大臣が任命する。

一・二 (略)

2 監事は、文部科学大臣が任命する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

を行おうとする際に考慮した第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第一項及び第三十四条第一項の規定による評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

8 | 7 |
(略)

(役員任期)

第十三条 理事長及び理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 | 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第三十二条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 |
(略)

(運営審議会)
第十八条 (略)

2 | 5 | (略)
6 | 第十三条第一項及び第三項の規定は、委員について準用する。
7 | 8 | (略)

(他の役員及び職員についての依頼等の規制等)

第二十一条の二 独立行政法人通則法第六十一条の二から第六十一条の七までの規定は、事業団について準用する。この場合において、これらの規定中「非特定独

4 | 3 |
(略)

(役員任期)

第十三条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

2 |
(略)

(運営審議会)
第十八条 (略)

2 | 5 | (略)
6 | 第十三条の規定は、委員について準用する。
7 | 8 | (略)

(新設)

立行政法人」とあり、及び「当該非特定独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「非特定独法役職員」とあるのは「事業団役職員」と読み替えるほか、同法第六十一条の二第二項第一号及び第五号、第三項並びに第五項、第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の六第三項並びに第六十一条の七中「政令」とあり、並びに同法第六十一条の二第四項並びに第六十一条の四第一号及び第二号中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第六十一条の二第二項第二号及び第五号並びに第六十一条の六第三項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第六十一条の二第二項第五号中「第三十五条」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十六条において準用する第三十五条」と、同法第六項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、「業務方法書若しくは第四十九条に規定する規程その他の規則」とあるのは「同法第二十五条第一項に規定する助成業務方法書若しくは同法第二十四条に規定する共済規程、同法第二十五条第二項に規定する共済運営規則その他の規則」と読み替えるものとする。

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 助成業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 助成業務の方法

二 理事長及び理事の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他事業団の助成業務の

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条（略）

2・3（略）

4 助成業務方法書及び共済運営規則に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

適正を確保するための体制

三 その他文部科学省令で定める事項

5 前項の規定は、共済運営規則について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「助成業務」とあるのは、「共済業務」と読み替えるものとする。

7 | 6 |
(略)
(略)

(財務諸表等)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）並びに監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後二月以内（第三十三条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監査報告書及び会計監査報告書を添付して、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による承認（第三十三条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し

(新設)

6 | 5 |
(略)
(略)

(財務諸表等)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（以下「業務報告書等」という。）を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内（次条第一項第一号の経理に係るものにあつては、一月以内）に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後遅滞なく、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による承認（次条第一項第一号の経理に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 事業団は、第一項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し

、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに監査報告書及び会計監査報告書を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

5 事業団は、第一項の附属明細書その他文部科学省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（公告をする方法のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることが可能な状態に置く措置であつて文部科学省令で定めるものをとる方法をいう。次項において同じ。）

6 事業団が前項の規定により電子公告による公告をする場合には、第四項の文部科学省令で定める期間、継続して当該公告をしなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十二条の二 独立行政法人通則法第三十九条から第四十三条までの規定は、事業団について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項中「独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、「財務諸表」とあるのは「財務諸表（日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項に

、かつ、財務諸表及び業務報告書等並びに同項の監査の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

規定する財務諸表をいう。第四十一条第三項第一号及び第四十二条において同じ。」と、「事業報告書」とあるのは「業務報告書」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「会計監査報告」とあるのは「会計監査報告書」と、同条第二項第二号中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第三項中「子法人」とあるのは「子法人（日本私立学校振興・共済事業団法第十一条第五項に規定する子法人をいう。以下同じ。）」と、同法第三十九条の二第一項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と、同法第四十条、第四十二条及び第四十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第四十二条中「第三十八条第一項」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

第四十条 (役員) (略)

2 独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「非特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該非特定独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

(違法行為等の是正)

第四十四条 独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員について準用する。この場合において、同条中「主務大臣」とあるのは「

第四十条 (役員) (略)

2 独立行政法人通則法第六十三条の規定は、事業団の職員の給与及び退職手当について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「特定独立行政法人以外の独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

(違法行為等の是正)

第四十四条 独立行政法人通則法第六十五条の規定は、事業団又はその役員若しくは職員の助成業務に係る行為について準用する。この場合において、同条中「主

文部科学大臣」と、「独立行政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「不正の」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法第二十五条第一項に規定する助成業務に関して、不正の」と、「この法律、個別法」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一、四 (略)

五 第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第六十一条の六第三項又は第四十四条において準用する同法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 第三十二条第四項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等又は監査報告書若しくは会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 (略)

十一 (略)

(削る)

務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「独立行政法人」とあり、及び同条第一項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同項中「この法律、個別法」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団法」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一、四 (略)

(新設)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 第三十二条第四項の規定に違反して、第三十三条第一項第一号の経理に係る財務諸表、業務報告書等若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

九 (略)

十 (略)

十一 第四十四条において準用する独立行政法人通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

○ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 雑則（第四十四条の二―第四十六条） 第七章（略） 附則</p> <p>第九条 削除</p> <p>第十二条（役員 の任命） （略）</p> <p>3 文部科学大臣は、前二項の規定による理事長又は監事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十六条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する中期目標の達成その他の事業団における重要な課題を公示して候補者を募集するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 文部科学大臣は、第一項又は第二項の承認を得よう</p>	<p>目次 第一章～第五章（略） 第六章 雑則（第四十五条・第四十六条） 第七章（略） 附則</p> <p>（評価委員会） 第九条 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第十二条第二項に掲げるもののほか、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>第十二条（役員 の任命） （略）</p> <p>3 文部科学大臣は、前二項の規定による理事長又は監事の任命を行おうとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第二十九条第一項に規定する中期目標の達成その他の事業団における重要な課題を公示して候補者を募集するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 文部科学大臣は、第一項又は第二項の承認を得よう</p>

とする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に考慮した第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十四条第二項に規定する評価結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

7・8 (略)

(独立行政法人評価委員会による解任の勧告)

第十五条の二 独立行政法人評価委員会は、第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十四条第二項に規定する評価結果又は第四十四条の二第二項の規定による調査の結果に照らして必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、前条第二項又は第三項の規定による理事長又は監事の解任を勧告することができる。

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 (略)

2・5 (略)

6 文部科学大臣は、第三項の認可（助成業務方法書に係るものに限る。）をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。

7 (略)

(中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法

とする場合には、公募の結果（第三項各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該各号に該当すると認める理由）、当該任命を行おうとする理由、当該任命を行おうとする際に考慮した第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第一項及び第三十四条第一項の規定による評価の結果その他承認を得るために必要と認める事項を記載した書面を内閣に提出しなければならない。

7・8 (略)

(新設)

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 (略)

2・5 (略)

6 文部科学大臣は、第三項の認可（助成業務方法書に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

7 (略)

(中期目標、中期計画、年度計画及び評価等)

第二十六条 事業団の助成業務については、独立行政法

人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十四条第二項及び第三項、第三十四条の二並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第一号、第三十四条第二項並びに第三十四条の二から第三十五条の二までの規定中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十三条第二号、第三十四条第三項及び第三十五条中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号並びに第三十一条第一項中「主務省令」とあり、並びに同法第三十二条第二項中「総務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と読み替えるものとする。

3 2 (財務諸表等)

第三十二条 (略)

文部科学大臣は、第一項の規定による承認（第三十

人通則法第二十九条、第三十条（第二項第六号を除く。）、第三十一条第一項及び第三十二条から第三十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十九条、第三十条第一項、第三項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十五条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第二十九条第一項、第三十条第一項及び第五項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項並びに第三十五条第一項及び第三項中「独立行政法人」とあり、並びに同法第二十九条第一項、第三十二条第三項並びに第三十五条第一項及び第三項中「当該独立行政法人」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と、同法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十二条第一項、第三項及び第四項、第三十四条第一項並びに第三十五条第二項中「評価委員会」とあり、並びに同法第三十二条第五項中「当該評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と、同法第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項中「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、同法第三十条第二項第四号の二中「不要財産又は」とあるのは「不要財産（日本私立学校振興・共済事業団法第三十八条の二において準用する第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は」と読み替えるものとする。

3 2 (財務諸表等)

第三十二条 (略)

文部科学大臣は、第一項の規定による承認（第三十

三条第一項第一号の經理に係るものに限る。)をしたときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人評価委員会に通知するものとする。

4
5
6 (略)

(借入金及び私学振興債券)

第三十七条 (略)

2
5
6 (略)

(削る)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(償還計画)

第三十八条 (略)

(削る)

(役員の報酬及び職員給与等)

第四十条 独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三条の規定は、事業団の役員報酬及び退職手当について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは「

三条第一項第一号の經理に係るものに限る。)をしよ
うとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政
法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4
5
6 (略)

(借入金及び私学振興債券)

第三十七条 (略)

2
5
6 (略)

(削る)

7 文部科学大臣は、第一項ただし書、第二項ただし書
又は第四項の規定による認可をしようとするときは、
あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の
意見を聴かなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(償還計画)

第三十八条 (略)

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようと
するときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人
評価委員会の意見を聴かなければならない。

(役員の報酬及び職員給与等)

第四十条 独立行政法人通則法第五十二条及び第五十三
条の規定は、事業団の役員報酬及び退職手当について
準用する。この場合において、同法第五十二条第一
項及び第二項中「特定独立行政法人」とあり、並びに
同条第三項中「当該特定独立行政法人」とあるのは「

日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項及び同法第五十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは「実績」と読み替えるものとする。

2
(略)

1 (独立行政法人評価委員会による資料の提出の要求等)
第四十四条の二 独立行政法人評価委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、理事長又は監事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 独立行政法人評価委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため特に必要があると認めるときは、事業団の助成業務並びに第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定に属する資産及び債務の状況を調査し、又は独立行政法人評価委員会の委員、臨時委員若しくは専門委員若しくはその事務に従事する者にこれを調査させることができる。

(財務大臣との協議)

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項

日本私立学校振興・共済事業団」と、同条第二項及び同法第五十三条中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同法第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の件費の見積り」とあるのは「実績」と、同法第五十三条中「評価委員会」とあるのは「文部科学省の独立行政法人評価委員会」と読み替えるものとする。

2
(略)

(新設)

(財務大臣との協議)

第四十六条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十条第一項、第二十八条第一項、第三十条、第三十七条第一項ただし書、第二項ただし書、第四項

若しくは第九項、第三十八条又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第五号の經理に係るもの）に限り、第三十八条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の經理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二〇五 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第六十一条の六第三項、第二十六条において準用する同法第三十四条の二第二項又は第四十四条において準用する同法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六・七 (略)

八 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出をせず、又は当該報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして当該報告書を提出したとき。

九〇十一 (略)

若しくは第十項、第三十八条第一項又は第三十八条の二において準用する同法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書の規定による認可（第三十条の規定による認可にあつては第三十三条第一項第三号又は第五号の經理に係るもの）に限り、第三十八条第一項の規定による認可にあつては第三十三条第一項第一号の經理に係るものに限る。）をしようとするとき。

二〇五 (略)

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

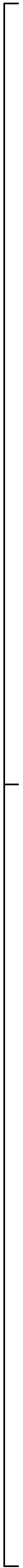
五 第二十一条の二において準用する独立行政法人通則法第六十一条の六第三項又は第四十四条において準用する同法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六・七 (略)

八 第二十六条において準用する独立行政法人通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九〇十一 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第一款～第四款（略） 第五款 放射線審議会（第十九条・第二十条） （削る） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則</p> <p>第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 国立大学法人評価委員会 放射線審議会 （削る） （削る）</p> <p>第二十条 削除</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第一款～第四款（略） 第五款 放射線審議会（第十九条） 第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条） 第三節・第四節（略） 第四章・第五章（略） 附則</p> <p>第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 国立大学法人評価委員会 放射線審議会 独立行政法人評価委員会 第六款 独立行政法人評価委員会</p> <p>第二十条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>



○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）（第三十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第八条 理事長及び理事の任期は、三年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十六条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第八条 役員任期は、三年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第六十七号）（第三十二条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（基金） 第十三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（基金） 第十三条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 文部科学大臣は、前項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>



○ 独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 会館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 会館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第七十一号）（第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所長及び理事の任期） 第八条 所長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）（第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（館長及び理事の任期） 第八条 館長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 科学博物館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員^レの任期） 第八条 館長の任期は四年とし、理事及び監事^レの任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 科学博物館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第七十三号）（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条（略） 2、4（略） （削る）</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第九条（略） 2、4（略） 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第七十四号）（第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条（略） 2、4（略） （削る）</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第九条（略） 2、4（略） 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第七十六号）（第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条（略） 2、4（略） （削る）</p> <p>（積立金の処分） 第十五条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条（略） 2、4（略） 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、四年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（美術に関する作品の処分等の制限） 第十三条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品（通則法第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第四十八条に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合において、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなることを認められるときでなければ、通則法第三十条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の認可をしてはならない。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（美術に関する作品の処分等の制限） 第十三条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品（通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなることを認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。</p>

(主務大臣等)
第十四条 国立美術館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

(主務大臣等)
第十四条 国立美術館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）（第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第八条 理事長及び理事の任期は、四年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（有形文化財の処分等の制限）</p> <p>第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第三十条第二項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第四十八条に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の認可をしてはならない。</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第八条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（有形文化財の処分等の制限）</p> <p>第十四条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第三十条第二項第五号又は第四十八条第一項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第三十条第一項又は第四十八条第一項の認可をしてはならない。</p>

(主務大臣等)

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

(主務大臣等)

第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）（第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十一条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十二条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十一条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十二条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止） <u>第八条</u> 機構は、<u>通則法第四十六条の二</u>第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は<u>通則法第四十六条の三</u>第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（理事長及び理事の任期） <u>第十二条</u> 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） <u>第二十条</u> （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 ～ 6 （略）</p> <p>（主務大臣等） <u>第二十三条</u> 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） <u>第八条</u> 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（役員の任期） <u>第十二条</u> 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） <u>第二十条</u> （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 ～ 6 （略）</p> <p>（主務大臣等） <u>第二十三条</u> 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）（第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（評議員） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第三項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>（積立金の処分） 第十八条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十九条 振興会に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（評議員） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>（積立金の処分） 第十八条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十九条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）（第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 研究所は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 （略）</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第十一条 （略） 2 5 4 （略） （削る）</p> <p>（積立金の処分） 第十七条 （略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（長期借入金） 第十八条 （略） 2 （略） 3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしよう</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 （略）</p> <p>（役員任期） 第十一条 （略） 2 5 4 （略） 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十七条 （略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（長期借入金） 第十八条 （略） 2 （略） 3 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしよう</p>

とするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

とするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（理事長、副理事長及び理事の任期）</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（役員の任期）</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二(第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。)、第四十六条の三(同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。)、及び第四十八条(同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三・四 (略)

2 (略)

3 (略)

(報告書の写しの送付等)

第二十七条 文部科学大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを総務大臣に送付するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項(前条第一項第四号に規定する業務に係るものに限る。)に関する意見

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第六条及び第二十三条並びに通則法第三十八条、第四十四条及び第四十八条(第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び総務大臣

三・四 (略)

2 (略) 機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項及び第四十八条第二項(前条第一項第四号の業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)の規定
二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

2

文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関し、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。
- 二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）（第四十六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事の任命の特例） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第八項の規定は、適用しない。</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（役員の特例） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第八項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十四条（略）</p> <p>2 センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除し</p>	<p>（理事の任命の特例） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第七条第二項に規定する理事の任命に関しては、通則法第二十条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>（役員の特例） 第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（役員の特例） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第九条の規定は、第七条第二項に規定する理事の解任について準用する。この場合において、第九条第三項中「通則法第二十条第四項」とあるのは、「通則法第二十三条第四項」と読み替えるものとする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十四条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除</p>

てなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。
3| 前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四條第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

6|5|4|
(略)
(略)
(略)

(長期借入金)
第二十五條 (略)
(削る)

(償還計画)
第二十六條 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)
第三十五條 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 (略)
二 第二十五條又は第二十六條の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)
第三十六條 センターに係る通則法における主務大臣及

してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しななければならない。
4| 前条に規定する特別の勘定については、通則法第四十四條第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

7|6|5|
(略)
(略)
(略)

(長期借入金)
第二十五條 (略)
2| 第二十五條 (略)
文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)
第二十六條 (略)
2| 第二十六條 (略)
文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)
第三十五條 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 (略)
二 第二十五條第一項又は第二十六條第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)
第三十六條 センターに係る通則法における主務大臣、

び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）（第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は、四年とする。</p> <p>（評議員） 第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第三項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十八条 振興会に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は二年とする。</p> <p>（評議員） 第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。</p> <p>4 （略）</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十八条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十八条 （略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び日本学生支援債券） 第十九条 （略）</p> <p>2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十八条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び日本学生支援債券） 第十九条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>

6|5|4|3|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)
第二十一条 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 第十九条第一項若しくは第四項又は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

附則

(育英会の発行する日本育英会債券に関する経過措置)

第十二条 旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定

7|6|5|4|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)

第二十一条 (略)

2| 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

附則

(育英会の発行する日本育英会債券に関する経過措置)

第十二条 旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定

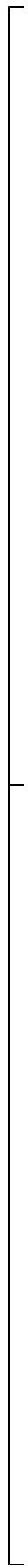
による日本学生支援債券とみなす。

による日本学生支援債券とみなす。

○ 独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第十二条 （略） 2 5 4 （略） （削る）</p> <p>（積立金の処分） 第十八条 （略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（役員の任期） 第十二条 （略） 2 5 4 （略） 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十八条 （略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>



○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>（独立行政法人通則法の規定の準用） 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（独立行政法人通則法の規定の準用） 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（独立行政法人通則法の規定の準用） 第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>読み替えられる 字句</p>
<p>第四十八条第</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>不要財産以外の</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>重要な財産</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第四十八条第</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替えられる 字句</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)		一項
(略)	第三十条第二項 第五号	重要な財産
(略)	第三十一条第二項 第五号	国立大学法人法

(略)		一項
(略)	第三十条第二項 第五号	
(略)	第三十一条第二項 第五号	国立大学法人法

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）（第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員の職務及び権限） 第十一條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>8（略）</p> <p>（学長等への報告義務） 第十一條の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をすおそれがあるとき認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長（当該役員が学長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。</p>	<p>（役員の職務及び権限） 第十一條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>5（略）</p> <p>（新設）</p>

ない。

(役員任期)
第十五条 (略)

2 (略)

3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表についての同項の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 (略)

(役員職務及び権限)
第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は大学共同利用機関法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、大学共同利用機関法人の子法人(大学共同利用機関法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(役員任期)
第十五条 (略)

2 (略)

3 監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 (略)

(役員職務及び権限)
第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 監事は、大学共同利用機関法人の業務を監査する。

(新設)

(新設)

(新設)

(機構長等への報告義務)

第二十五条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を機構長（当該役員が機構長である場合においては、文部科学大臣）に報告しなければならない。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条から第六十一条の七まで及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と、「非特定独立行政法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「非特定独法役員」とあるのは「国立大学法人等役員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条、第六十一条及び第六十三条から第六十六条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八條第二項第二号	(略)		第十四条第三項	(略)	読み替えられる 独立行政法人 通則法の規定
個別法	(略)	第一項の法人の 長となるべき者 の指名について 、同条第二項の 規定は第一項の 監事	第二十条第一項	(略)	読み替えられる 字句
国立大学法人法	(略)	、第一項の学長	国立大学法人法 第十二条第七項 (大学共同利用 機関法人にあつ ては、同法第二 十六条において 準用する同項)	(略)	読み替える字句

第二十八條第二項	(略)		第十四条第三項	(略)	読み替えられ る独立行政法 人通則法の規 定
主務省令(当該 独立行政法人を 所管する内閣府 又は各省の内閣 府令又は省令を いう。以下同じ	(略)	法人の長	第二十条第一項	(略)	読み替えられる 字句
文部科学省令	(略)	学長	国立大学法人法 第十二条第七項 (大学共同利用 機関法人にあつ ては、同法第二 十六条において 準用する同項)	(略)	読み替える字句

	(略)		第三十八條第二項		
	(略)		第三十八條第二項	監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ)独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。	
	(略)		第三十八條第四項	及び監査報告	
	(略)		第三十九條第一項	独立行政法人(その資本の額その他の經營の規模が政令で定める基準に達しない)独立行政法人を除く。以下この条において同	
	(略)		第三十八條第五項第二号	総務省令	
	(略)		第三十九條	国立大学法人等	
	(略)		第三十八條	並びに監査報告書及び会計監査報告書	
	(略)		第三十八條	監査報告書及び会計監査報告書	

	(略)		第三十八條第二項		
	(略)		第三十八條第二項	監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならぬ)独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。	
	(略)		第三十八條第四項	及び監事	
	(略)		第三十九條	独立行政法人(その資本の額その他の經營の規模が政令で定める基準に達しない)独立行政法人を除く。	
	(略)		(新設)	(新設)	
	(略)		(新設)	(新設)	
	(略)		(新設)	国立大学法人等	
	(略)		(新設)	並びに監事及び会計監査人	
	(略)		(新設)	監事及び会計監査人の意見	

(削る)	第三十九条の 二第一項		第三十九条第 三項	第三十九条第 二項第二号		
(削る)	個別法		子法人に	総務省令	会計監査報告	じ。)
(削る)	国立大学法人法		子法人(国立大 学法人等がその 経営を支配して いる法人として 文部科学省令で 定めるものをい う。以下同じ。)	文部科学省令	会計監査報告書	

第四十一条第 一項	(新設)		(新設)	(新設)		
監査法人でなけ ればならない	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	
監査法人である ことを要し、そ の欠格事由につ いては、会社法 第三百三十七条 第三項の規定を 準用する。この 場合において、 同項第一号中「 第四百三十五条 第二項に規定す	(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	

第六十一条の		第六十一条の 第二項第四 号	第六十一条の 第二項第一 号	第五十二条第 三項	(略)	
政令	研究に	の研究者	政令	実績及び中期計 画の第三十条第 二項第三号の人 件費の見積り	(略)	
文部科学省令	研究又は教育に	事する者 において専ら研 究又は教育に従 事する者	文部科学省令	実績	(略)	

(新設)		(新設)	(新設)	第五十二条第 三項	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	実績及び中期計 画の第三十条第 二項第三号の人 件費の見積り	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	実績	(略)	る計算書類」と あるのは、「国 立大学法人法第 三十五条におい て準用する独立 行政法人通則法 第三十八条第一 項に規定する財 務諸表」と読み 替えるものとす

二第二項第五号、第三項及び第五項		
第六十一条の二第六項	個別法	国立大学法人法
第六十一条の四、第六十一条の五第一項、第六十一条の六第三項及び第六十一条の七	政令	文部科学省令
(略)	(略)	(略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〜八 (略)

九 準用通則法第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告書若しくは会計監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 (略)

十一 準用通則法第六十一条の六第三項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(略)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)

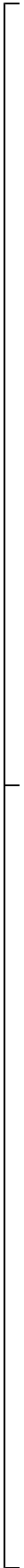
第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〜八 (略)

九 準用通則法第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 (略)

十一 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。



改正案	現行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 中期目標等（第三十条―第三十一条の四） 第四章～第六章（略） 附則</p> <p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等） 第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、次に掲げる事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p>一 当該事業年度における業務の実績</p> <p>二 評価を受けようとする事業年度についての次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項</p> <p>イ ロ及びハに掲げる事業年度以外の事業年度 中</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 中期目標等（第三十条・第三十一条） 第四章～第六章（略） 附則</p> <p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 国立大学法人等は、準用通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>（新設）</p>

期目標の期間の最初から当該事業年度末までの期間に係る中期計画の進捗状況

ロ 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

ハ 中期目標の期間の最後の事業年度 中期目標の期間における業務の実績

2 | 国立大学法人等は、前項の評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項並びにこれらの事項についてそれぞれ自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を、評価委員会に提出しなければならない。

3 | 国立大学法人等は、遅滞なく、前項の報告書を公表しなければならない。

第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の規定による評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項及び同項第二号イからハまでに定める事項についてそれぞれ総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同号ロ又はハに定める事項についての評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して、行わなければならない。

2 | 評価委員会は、前条第一項の規定による評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人等及び独立行政法人評価委員会に対して、その評価の結果を通知し

（新設）

なければならぬ。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

3 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

4 独立行政法人評価委員会は、第二項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、評価委員会に対し、意見を述べることができ。この場合において、独立行政法人評価委員会は、遅滞なく、当該意見の内容を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条の四 文部科学大臣は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 独立行政法人評価委員会は、国立大学法人等の中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に勧告することができる。この場合において、独立行政法人評価委員会は、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならない。

（新設）

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る第三十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2
2
4
(略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条、第三十六条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条から第六十一条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「非特定独立行政法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「非特定独立行政法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「非特定独立行政役員」とあるのは「国立大学法人等役員」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

(積立金の処分)

第三十二条 国立大学法人等は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第二十二条第一項又は第二十九条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。

2
2
4
(略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第三十五条 独立行政法人通則法第三条、第七条第二項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十四条から第十七条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十一条から第四十六条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十二条、第五十三条から第六十一条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と、「非特定独立行政法人」とあるのは「国立大学法人等」と、「非特定独立行政役員」とあるのは「国立大学法人等役員」と読み替えるほか、次の表の

げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第二十八條第三項	第二十八條第二項	(略)	第十四條第一項	(略)	読み替えられる 独立行政法 人通則法の規 定
(略)	したときは、遅 滞なく、その旨 を評価委員会に 通知するものと する	個別法	(略)	法人の長	(略)	読み替えられる 字句
(略)	しようとする ときは、あらかじ め、国立大学法 人評価委員会の 意見を聴かなけ ればならない	国立大学法人法	(略)	学長（大学共同 利用機関法人に あつては、機 構長。以下同じ。 ）	(略)	読み替える字句

上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(新設)	第二十八條第二項	(略)	第十四條第一項	(略)	読み替えられ る独立行政法 人通則法の規 定
(略)	(新設)	個別法	(略)	長（以下「法人 の長」という。 ）	(略)	読み替えられる 字句
(略)	(新設)	国立大学法人法	(略)	学長（大学共同 利用機関法人に あつては、機 構長。以下同じ。 ）	(略)	読み替える字句

第三十八条第	(略)	(削る)	(削る)
監査報告(次条)	(略)	(削る)	(削る)
監査報告書及び	(略)	(削る)	(削る)

第三十八条第	(略)	第三十四条第 二項	第三十三条
監査報告(次条)	(略)	考慮して	中期目標の期間
監査報告書及び	(略)	考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して	国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標(以下「中期目標」という)の期間

			二項
第三十八條第三項	(略)		第一項の規定により会計監査人の監査を受けないければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。
第四十四條第三項	(略)	第三十條第一項	承認したときは、遅滞なく、その旨を評価委員会に通知するものとする
		第三十條第一項	承認しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならない
		第三十一條第一項	承認しようとするときは、あらかじめ、この場合において、文部科学大臣は、当該承認をしようとするときは、
		第三十一條第一項	承認しようとするときは、

			二項
(新設)	(新設)		第一項の規定により会計監査人の監査を受けないければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。
第四十四條第三項	(略)	第三十條第一項	(新設)
		第三十一條第一項	(新設)
		第三十一條第一項	(新設)

第四十五條第 二項ただし書		第四十五條第 一項	第四十四條第 四項	
借り換えること ができる	超えて短期借入 金をすることが できる	第三十條第二項 第四号	個別法で定める	
借り換えること ができる。この	超えて短期借入 金をすることが できる。この場 合において、文 部科学大臣は、 当該認可をしよ うとするときは 、あらかじめ、 国立大学法人評 価委員会の意見 を聴かなければ ならない	国立大学法人法 第三十一條第二 項第四号	国立大学法人法 第三十二條で定 めるところによ る	あらかじめ、国 立大学法人評価 委員会の意見を 聴かなければな らない

(新設)		第四十五條第 一項	第四十四條第 五項	
(新設)	(新設)	第三十條第二項 第四号	個別法で定める	
(新設)	(新設)	国立大学法人法 第三十一條第二 項第四号	国立大学法人法 第三十二條で定 めるところによ る	

	第四十八條	第四十五條第 四項	
	不要財産以外の 重要な財産	個別法に別段の 定めがある	
認可を受けな ければなら ない			
認可を受けな ければなら ない。 この場合にお いて、文部科学 大臣は、当該 認可をしよう とするときは 、あらかじめ 国立大学 法人評価委員 会の意見を 聴かなければ ならない。	重要な財産	国立大学法人 法第三十三條 第一項又は第 二項の規定 による	場合において、 文部科学大臣 は、当該認可 をしようとし るときは、あ らかじめ国立 大学法人評価 委員会の意見 を聴かなけれ ばならない。

	第四十八條第 一項	第四十五條第 五項	
	不要財産以外 の重要な財産	個別法に別段 の定めがある	
(新設)			
(新設)	重要な財産	国立大学法人 法第三十三條 第一項又は第 二項の規定 による	

第六十一条の 二第二項第五 号		第六十一条の 二第二項第四 号	(略)	第五十三条	第五十二条第 三項	(略)			
第三十五条	研究に	の研究者	(略)	評価委員会	実績及び中期計 画の第三十条第 二項第三号の人 件費の見積り	(略)	この限りでない	第三十条第二項 第五号	
第三十一条の四 第一項	研究又は教育に	において専ら研 究又は教育に従 事する者	(略)	国立大学法人評 価委員会	実績	(略)	当該認可を受け ることを要しな い	国立大学法人法 第三十一条第二 項第五号	

(新設)		第六十一条の 二第二項第四 号	(略)	(新設)	第五十二条第 三項	(略)			
(新設)	研究に	の研究者	(略)	(新設)	実績及び中期計 画の第三十条第 二項第三号の人 件費の見積り	(略)	(新設)	第三十条第二項 第五号	
(新設)	研究又は教育に	において専ら研 究又は教育に従 事する者	(略)	(新設)	実績	(略)	(新設)	国立大学法人法 第三十一条第二 項第五号	

	第六十一条の二第三項及び第五項	政令	文部科学省令
(略)	(略)	(略)	(略)

(財務大臣との協議)
第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條の規定による認可をしようとするとき。
- 三 五 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 六 (略)

七 第三十一條の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は当該報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして当該報告書を提出したとき。

	第六十一条の二第二項第五号、第三項及び第五項	(新設) 政令	(新設) 文部科学省令
(略)	(略)	(略)	(略)

(財務大臣との協議)
第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第六項若しくは第三十四條第一項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 五 (略)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 六 (略)

七 準用通則法第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

九 十一 (略)

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五條第四項の項中「第三十三條第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三條第一項若しくは第二項又は附則第十四條第一項」とする。

2
5 (略)

八 準用通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 十一 (略)

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五條第五項の項中「第三十三條第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三條第一項若しくは第二項又は附則第十四條第一項」とする。

2
5 (略)

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（資本金） 第五条（略） 2、7（略） 8 機構は、通則法第四十八条に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>9（略）</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務</p>	<p>（資本金） 第五条（略） 2、7（略） 8 機構は、通則法第四十八条第一項本文に規定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。</p> <p>9（略）</p> <p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条（略） 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省</p>

省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（機構長及び理事の任期） 第九条 機構長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（評議員） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第三項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。</p> <p>（業務の範囲） 第十六条 （略）</p> <p>2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定により国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第十七条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとする。</p>	<p>（役員の任期） 第九条 機構長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（評議員） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。</p> <p>（業務の範囲） 第十六条 （略）</p> <p>2 機構は、国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法第三十四条第二項の規定による国立大学法人評価委員会（以下この項において「評価委員会」という。）から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第十七条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとする。</p>

するときは、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)
第十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

するときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)
第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

○ 独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）（第五十五条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、三年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十五条 （略）</p> <p>2 センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 施設設備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券） 第十六条 （略）</p> <p>2 （削る）</p> <p>3 前二項の規定による債券の債権者は、センターの財</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、三年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十五条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 施設設備勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人国立大学財務・経営センター債券） 第十六条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、セ</p>

産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7|6|5|4|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)

第十八条 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)

第二十条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は第十八条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は第十

センターの財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8|7|6|5|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)

2|第十八条 (略)

文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一・二 (略)
- 三 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十

八条の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

附 則

第十一条 (略)
(センターの業務に関する特例等)

2 センターは、当分の間、第十五条第四項に規定する積立金に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3・4 (略)

八条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

附 則

第十一条 (略)
(センターの業務に関する特例等)

2 センターは、当分の間、第十五条第五項に規定する積立金に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3・4 (略)

○ 独立行政法人メディア教育開発センター法（平成十五年法律第百十六号）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣及び文部科学省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p>

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（第五十七条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 （略） （理事長、副理事長及び理事の任期） 第十三条 （略） 254 （略） （削る） （利益及び損失の処理の特例等） 第二十一条 （略） （削る）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しな</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 （略） （役員の任期） 第十三条 （略） 254 （略） 5 監事の任期は、二年とする。 （利益及び損失の処理の特例等） 第二十一条 （略） 2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、</p>

5 4 (略)	22 (長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券) (略)	2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。	6 5 4 3 (略)	24 (償還計画) (略)	28 (主務大臣等) 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 一 (略)	6 21 22 24
-------------	-------------------------------------	--	-----------------	---------------------	--	------------

6 5 (略)	22 (長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券) (略)	3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。	7 6 5 4 (略)	24 (償還計画) (略)	28 (主務大臣等) 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 一 (略)	6 21 22 24
-------------	-------------------------------------	---	-----------------	---------------------	--	------------

並びに通則法第三十八条、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、「第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

2
三・四（略）

（削る）

3
（略）

（報告書の写しの送付等）

第二十九条 文部科学大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを経済産業大臣に送付するものとする。

2
経済産業大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（前条第一項第四号に規定する業務に係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

並びに通則法第三十八条及び第四十四条並びに第四十八条（第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）に規定する管理業務に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

2
三・四（略）

3
機構に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

4
（略）

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項及び第四十四条第四項並びに第四十八条第二項（前条第一項第四号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

三 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の

(財務大臣との協議)
第三十条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第六条第二項、第二十二條第一項若しくは第四項又は第二十四條の規定による認可をしようとするとき。
二 (略)

規定による評価を行おうとするとき。
二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。
(財務大臣との協議)
第三十条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
一 第六条第二項、第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四條の規定による認可をしようとするとき。
二 (略)

○ 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号）（第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第九条 前条の中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人法第三十一条の二第一項（第二号）に係る部分に限る。）の規定による評価については、新筑波技術大学法人にあっては旧筑波技術短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新富山大学法人にあっては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>第九条 前条の中期目標に係る準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人にあっては旧筑波技術短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新筑波技術短期大学法人にあっては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。</p>

○ 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）（第五十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（研究所の解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 機構のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。</p> <p>8 機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による評価については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（研究所の解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 機構のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。</p> <p>8 機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。</p>

○ 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（大阪外国語大学法人の解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 7（略）</p> <p>8 大阪大学法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間の最後の事業年度に係る国立大学法人法第三十一条の二第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による公表については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を含めて行うものとする。</p> <p>9 大阪大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての国立大学法人法第三十一条の二第一項（第二号ハに係る部分に限る。）の規定による評価については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。</p> <p>10 12（略）</p>	<p>附則</p> <p>（大阪外国語大学法人の解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 7（略）</p> <p>8 大阪大学法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む国立大学法人法第三十条第一項に規定する中期目標（以下この条において単に「中期目標」という。）の期間に係る準用通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。</p> <p>9 大阪大学法人の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、大阪外国語大学法人の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。</p> <p>10 12（略）</p>

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第六十二条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（運営委員） 第六十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第六十六条並びに通則法第二十一条第三項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第七十五条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める</p>	<p>（役員（の任期）） 第六十二条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（運営委員） 第六十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第六十六条並びに通則法第二十一条第二項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について準用する。この場合において、通則法第二十三条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。</p> <p>（積立金の処分） 第七十五条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める</p>

。(財務大臣との協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第五十三条又は第七十五条第二項の厚生労働省令を定めようとするとき。
- 三 (略)

(主務大臣等)

第八十条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

。(財務大臣との協議)

第七十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第五十三条又は第七十五条第三項の厚生労働省令を定めようとするとき。
- 三 (略)

(主務大臣等)

第八十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第二項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六</p>	<p>（勤労者財産形成持家融資等の原資）</p> <p>第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金の額、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金の額、沖縄振興開発金融公庫法第二十六</p>

条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七條第三項の規定に基づく沖繩振興開發金融公庫財形住宅債券の發行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保險契約等又は損害保險契約に基づく保險料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

条第一項又は第四項の規定に基づく借入金の額、同法第二十七條第三項の規定に基づく沖繩振興開發金融公庫財形住宅債券の發行額及び当該共済組合等の借入金の額の毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保險契約等又は損害保險契約に基づく保險料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>（削る） がん対策推進協議会 中央最低賃金審議会 労働保険審査会 中央社会保険医療協議会 社会保険審査会</p> <p>（削る） がん対策推進協議会 第十一条の二（略）</p>	<p>（設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>独立行政法人評価委員会 がん対策推進協議会 中央最低賃金審議会 労働保険審査会 中央社会保険医療協議会 社会保険審査会</p> <p>（独立行政法人評価委員会） 第十一条の二 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p> <p>（がん対策推進協議会） 第十一条の三（略）</p>

○ 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第八十号）（第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） <u>第八条</u> 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） <u>第十二条</u> （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） <u>第十四条</u> 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。</p>	<p>（役員任期） <u>第八条</u> 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） <u>第十二条</u> （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） <u>第十四条</u> 研究所に係る通則法における主務大臣、<u>主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。</u></p>

○ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）（第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略） 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略） 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。</p>

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十四条 機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第四項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>（削る） 2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しな</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十四条 機構は、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第五項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付し</p>

なければならない。

3 前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4 | (略)

5 | 前各項に定めるもののほか、第二項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)

第五条 (略)

2 | (略)

3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、「雇用安定事業」とあるのは「雇用安定事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業

なければならない。

4 前条第三号に掲げる業務に係る勘定（次項において「第三号勘定」という。）については、通則法第四十条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

5 | (略)

6 | 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例)

第五条 (略)

2 | (略)

3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五条第二項第一号」と、「雇用安定事業」とあるのは「雇用安定事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業

務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、同条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、同条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び第二項」とする。

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略）</p> <p>2 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（次項及び附則第二条第六項において「<u>第二号勘定</u>」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。</p> <p>（削る）</p> <p>3 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「<u>第五号勘定</u>」という。）及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略）</p> <p>2 機構は、前条第二号に掲げる業務に係る勘定（第四項及び附則第二条第六項において「<u>第二号勘定</u>」という。）において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定、第二号勘定、同条第五号に掲げる業務に係る勘定（附則第二条第八項において「<u>第五号勘定</u>」という。）及び前条第六号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p>

5|4|
(略)
(略)

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)
第十七条 (略)
(削る)

2| 前項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6|5|4|3|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)
第二十二条 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)
第二十六条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十九条、第二十条又は第二十二条の認可をしようとするとき。

6|5|
(略)
(略)

(長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券)
第十七条 (略)
2| 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人

3| 第一項の規定による債券(当該債券に係る債権が第十九条の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7|6|5|4|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)
第二十二条 (略)
2| 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)
第二十六条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第十二条第三項若しくは第七項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第五項、第十九条、第二十条又は第二十二条第一項の認可をしようとするとき。

第十四条第一項	(略)	(略)
第五条第二項	(略)	(略)

二・三 (略)
 四 第十六条第四項の厚生労働省令を定めようとするとき。
 (主務大臣等)
 第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。
 附 則
 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)
 第四条 (略)
 2 前項の社会福祉・医療事業団債券は、第十七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。
 (業務の特例)
 第五条の二 (略)
 2 (略)
 10 (略)
 11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項	(略)	(略)
第五条第二項	(略)	(略)

二・三 (略) き。
 四 第十六条第五項の厚生労働省令を定めようとするとき。
 (主務大臣等)
 第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。
 附 則
 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)
 第四条 (略)
 2 前項の社会福祉・医療事業団債券は、第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。
 (業務の特例)
 第五条の二 (略)
 2 (略)
 10 (略)
 11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>13 12 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>16 (略)</p>	第三十二条	(略)	(略)
	第二十八条	(略)	(略)
	第二十五条第一項及び第二十六条第一号	(略)	(略)
	第二十四条第一項	(略)	(略)
	第十六条第三項	(略)	(略)
	第十六条第一項	(略)	(略)
	第十四条第三項	(略)	(略)
		(略)	(略)

<p>13 12 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>16 (略)</p>	第三十二条	(略)	(略)
	第二十八条	(略)	(略)
	第二十五条第一項及び第二十六条第一号	(略)	(略)
	第二十四条第一項	(略)	(略)
	第十六条第四項	(略)	(略)
	第十六条第一項	(略)	(略)
	第十四条第三項	(略)	(略)
		(略)	(略)

(基金の取崩し等)
第十一条 (略)

(削る)

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(基金の取崩し等)
第十一条 (略)

2|

厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人

3|

評価委員会の意見を聴かなければならない。
厚生労働大臣は、第一項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

○ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）（第六十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条（略） 2、4（略） （削る）</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略） 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 のぞみの園に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条（略） 2、4（略） 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略） 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 のぞみの園に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。</p>

○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）（第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。</p>

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（第七十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（借入金及び雇用・能力開発債券） 第十五条 （略）</p> <p>4 3 2 (略) (略) (略)</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（借入金及び雇用・能力開発債券） 第十五条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5 4 3 (略) (略) (略)</p>

5 (略)	前各項(第二項を除く。)に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。	7 (償還計画) 第十六条 (略)	第二十一条 (協議) 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 (略) 二 第十二条第一項、第十五条第一項、第二項若しくは第五項又は第十六条の認可をしようとするとき。	2 (略) (主務大臣等) 第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。	附則	2 第四条 (業務の特例等) 9 (略)
6 (略)	前各項(第三項を除く。)に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。	8 (償還計画) 第十六条 (略)	第二十一条 (協議) 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 (略) 二 第十二条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第六項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。	2 (略) (主務大臣等) 第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。	附則	2 第四条 (業務の特例等) 9 (略)

第一項から第三項までの規定により機構が第一項から第三項までに規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号、第二項第一号及び第二号並びに第三項」と、「又は同法第六十三條の規定による能力開発事業」とあるのは、「同法第六十三條の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項」と、附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第二項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

（雇用・能力開発機構法の廃止に伴う経過措置）

第七条 旧法第二十七条第一項の規定により旧機構が発行した雇用・能力開発債券は、第十五条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による雇用・能力開発債券とみなす。

第一項から第三項までの規定により機構が第一項から第三項までに規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号、第二項第一号及び第二号並びに第三項」と、「又は同法第六十三條の規定による能力開発事業」とあるのは、「同法第六十三條の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項」と、附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

（雇用・能力開発機構法の廃止に伴う経過措置）

第七条 旧法第二十七条第一項の規定により旧機構が発行した雇用・能力開発債券は、第十五条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による雇用・能力開発債券とみなす。

○ 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）（第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産に</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人労働者健康福祉機構債券） 第十四条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機</p>

ついて他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け
る権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(償還計画)

第十五条 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に
協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項、第二項若しくは第五項又は第十
五条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務
省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とす
る。

附 則

(機構の業務の実施に伴う特例)

第八条 附則第三条の規定により機構が同条に規定する
業務を行う場合には、第十四条第二項中「長期借入金

構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の
弁済を受ける権利を有する。

5| (略)

6| (略)

7| (略)

8| (略)

(償還計画)

第十五条 (略)

2| 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしよう
するときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人
評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十七条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に
協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十
五条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十八条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省
及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省
及び厚生労働省令とする。

附 則

(機構の業務の実施に伴う特例)

第八条 附則第三条の規定により機構が同条に規定する
業務を行う場合には、第十四条第二項中「長期借入金

又は債券」とあるのは「長期借入金、債券又は附則第十條の規定による廃止前の労働福祉事業団法第十九條第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための同法第二十六條の規定による長期借入金」と、第十七條第二号中「又は第十五條」とあるのは「、第十五條又は附則第四條第一項」と、第二十三條第二号中「第十二條」とあるのは「第十二條及び附則第三條」とする。

又は債券」とあるのは「長期借入金、債券又は附則第十條の規定による廃止前の労働福祉事業団法第十九條第一項第二号の規定による貸付けに要する資金の財源に充てるための同法第二十六條の規定による長期借入金」と、第十七條第二号中「又は第十五條第一項」とあるのは「、第十五條第一項又は附則第四條第一項」と、第二十三條第二号中「第十二條」とあるのは「第十二條及び附則第三條」とする。

○ 独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）（第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（施設別財務書類） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略） （削る）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（役員の任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（施設別財務書類） 第十四条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 （略）</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

(長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券)

第十六条 (略)

2 (略)
(削る)

3 | 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産に
ついて他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受け
る権利を有する。

4 | (略)

5 | (略)

6 | (略)

7 | (略)

(償還計画)

第十八条 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第二十条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に
協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は第十
八条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣及び主
務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令と

(長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券)

第十六条 (略)

2 | 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしよう
とするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法
人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 | 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機
構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の
弁済を受ける権利を有する。

5 | (略)

6 | (略)

7 | (略)

8 | (略)

(償還計画)

第十八条 (略)

2 | 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようと
するときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人
評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に
協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十
八条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務
省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働

する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は第十八条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

省及び厚生労働省令とする。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十八条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったとき。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（第七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、第二項の納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金）</p> <p>第三十二条（略）</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第九条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 副作用救済勘定及び感染救済勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、第三項の納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>

2 前項の規定による長期借入金に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)
第三十三条 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)

第三十八条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十九条第四項、第二十一条第四項、第二十二条第四項、第三十二条第一項及び第三十三条の認可をしようとするとき。
- 二 (略)

(主務大臣等)

第三十九条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例等)

第十五条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第三項及び第四項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは「副作用救済勘定、感

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による長期借入金に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)
第三十三条 (略)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第三十八条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十九条第四項、第二十一条第四項、第二十二条第四項、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 (略)

(主務大臣等)

第三十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(業務の特例等)

第十五条 (略)

2 4 (略)

5 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第四項及び第五項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは「副作用救済勘定、感

<p>6 (略)</p> <p>染救済勘定及び附則第十五条第四項に規定する特別の勘定」と、第三十二条第一項中「副作用救済給付業務及び感染救済給付業務」とあるのは「副作用救済給付業務、感染救済給付業務及び附則第十五条第一項第二号に掲げる業務」とする。</p>	<p>3 2 第 十七 条 (略)</p> <p>(後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の救済業務等)</p> <p>3 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第三項及び第四項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは、「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十七条第二項に規定する特別の勘定」とする。</p> <p>4 ・ 5 (略)</p>
<p>6 (略)</p> <p>染救済勘定及び附則第十五条第四項に規定する特別の勘定」と、第三十二条第一項中「副作用救済給付業務及び感染救済給付業務」とあるのは「副作用救済給付業務、感染救済給付業務及び附則第十五条第一項第二号に掲げる業務」とする。</p>	<p>3 2 第 十七 条 (略)</p> <p>(後天性免疫不全症候群の病原体による健康被害の救済業務等)</p> <p>3 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第四項及び第五項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは、「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十七条第二項に規定する特別の勘定」とする。</p> <p>4 ・ 5 (略)</p>

○ 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（委員）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条（法人の長となるべき者に係る部分に限る。）、第二十一条第三項、第二十二条並びに第二十三条第一項（第十条において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第二十五条（略）</p>	<p>（役員の任期）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（委員）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二条並びに第二十三条第一項（第十条において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」あるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第二十五条（略）</p>

3 厚生年金勘定及び国民年金勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(年金財政に与える影響の検証等)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 独立行政法人評価委員会は、管理運用法人の業務の実績について通則法第三十二条第一項の規定による評価を行うときは、前項の規定による報告の内容を考慮しなければならない。

(主務大臣等)

第三十条 管理運用法人に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

附 則

(承継資金運用勘定)

第九条 (略)

2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第

3 厚生年金勘定及び国民年金勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

(年金財政に与える影響の検証等)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「分析の結果」とあるのは「分析の結果並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」と、同条第三項中「評価の結果」とあるのは「評価の結果及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」とする。

(主務大臣等)

第三十条 管理運用法人に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

附 則

(承継資金運用勘定)

第九条 (略)

2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第

一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

い。一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

○ 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十九条 （略） 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 3 6 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十九条 （略） 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 3 6 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。</p>

○ 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）（第七十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条（略） 2（削る） （主務大臣等） 第十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条（略） 3 2 監事の任期は、二年とする。 （主務大臣等） 第十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。</p>

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）（第七十七条関係）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第七条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第二十条 （略） （削る）</p> <p>2 国立高度専門医療研究センターは、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び債券） 第二十一条 （略） （削る）</p> <p>3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの財産について</p>	<p>（役員任期） 第七条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第二十条 （略） （削る）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 国立高度専門医療研究センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び債券） 第二十一条 （略） （削る）</p> <p>2 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した国立高度専門医療研究センターの財</p>

他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7|6|5|4|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)

第二十三条 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十一条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十三条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 国立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び厚生労働省令とする。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

8|7|6|5|
(略)
(略)
(略)
(略)

(償還計画)

2|第二十三条 (略)
(略)

厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第二十一条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十三条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 国立高度専門医療研究センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立高度専門医療研究センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十一条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十三条の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

三 第二十一条第一項、第二項若しくは第六項又は第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

改正案	現行
<p>（財務大臣との協議） 第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣と協議しなければならない。 一・二 （略） 三 漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第百九十六条の十又は第百九十九条の認可をしよ うとするとき。</p>	<p>（財務大臣との協議） 第百九十六条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣と協議しなければならない。 一・二 （略） 三 漁業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法第百九十六条の十又は第百九十九条の認可をしよ うとするとき。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（機構法の適用） 第二十条の二（略） 2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。</p>	<p>（機構法の適用） 第二十条の二（略） 2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条第一項中「第十条第一号イ及びロ」とあるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。</p>

○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（第八十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			<p>第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	<p>第七条 前条の規定により信用基金が同条に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる独立行政法人農林漁業信用基金法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>
(略)	(略)	(略)	

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十一条（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十一条（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人種苗管理センター法（平成十一年法律第百八十四号）（第八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）（第八十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）（第八十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 大学校に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 大学校に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）（第八十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 研究機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 （略）</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第七条 研究機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 （略）</p>
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。 （利益及び損失の処理の特例等） 第十六条 （略） （削る）</p>	<p>（役員任期） 第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。 （利益及び損失の処理の特例等） 第十六条 （略） 2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>2 研究機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 3 （略）</p>	<p>3 研究機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。 4 （略）</p>

4 第一項及び第二項の規定は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

5 | (略)

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による承認をしようとするとき

2 (略)

(主務大臣等)

第二十二條 (略)

(削る)

2 | (略)

(報告書の写しの送付等)

第二十三條 農林水産大臣は、通則法第三十三條の規定に基づき、通則法第三十二條第二項の報告書を受理し

5 第一項から第三項までの規定は、前条第三号に掲げる業務に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、第二項中「主務省(前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省)」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。

6 | (略)

(協議)

第二十一条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認をしようとするとき

2 (略)

(主務大臣等)

第二十二條 (略)

2 | この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とする。

3 | (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十三條 前条第一項第二号に規定する事項に関する通則法第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十八

たときは、遅滞なく、当該報告書の写しを財務大臣及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣に送付するものとする。

2| 財務大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（前条第一項第五号に規定する業務に係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

3| 第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣は、第一項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（前条第一項第六号に規定する業務に係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

条第三項、第四十四条第四項及び第四十五条第四項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

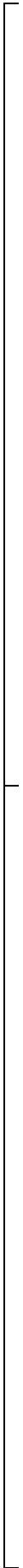
2| 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

3| 前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」とする。

4| 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第五号に規定する業務に関しては財務省の独立行政法人評価委員会の意見を、同項第六号に規定する業務に関しては第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。



○ 独立行政法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第九十三号）（第八十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九十四号）（第八十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第九十七号）（第八十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十三条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十三条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）（第九十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p> <p>附則</p> <p>（役員に関する特例） 第十三条（略） 2・3 （略） 4 第一項の規定により置かれる監事及び前二項の規定により置かれる理事の任期は、それぞれ、通則法第二十一条第二項前段及び第八条の規定にかかわらず、一</p>	<p>（役員に関する特例） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p> <p>附則</p> <p>（役員に関する特例） 第十三条（略） 2・3 （略） 4 第一項の規定により置かれる監事及び前二項の規定により置かれる理事の任期は、第八条の規定にかかわらず、一年とすることができる。</p>

年とすることができる。

5・6 (略)

(長期借入金及び森林総合研究所債券)

第十六条 (略)

2 (略)

(削る)

3| 前二項の規定による債券の債権者は、研究所の財産
について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受
ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、附則第十六条第一項、第二
項若しくは第五項又は前条の認可をしようとするとき
は、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、そ

5・6 (略)

(長期借入金及び森林総合研究所債券)

第十六条 (略)

2 (略)

3| 農林水産大臣は、前二項の認可をしようとするとき
は、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴かなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、研
究所の財産について他の債権者に先立って自己の債権
の弁済を受ける権利を有する。

5| (略)

6| (略)

7| (略)

8| (略)

(償還計画)

第十七条 (略)

2| 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは
、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会
の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、附則第十六条第一項、第二
項若しくは第六項又は前条第一項の認可をしようとし
るときは、財務大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、そ

の違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 附則第十六条第一項、第二項若しくは第五項又は第十七条の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

の違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 附則第十六条第一項、第二項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定により農林水産大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

○ 独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）（第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 センターに係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略） 2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p>

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金） 第十四条 （略）</p> <p>（債務保証） 第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の承認をしようとするときはあらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金） 第十四条 （略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときはあらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（債務保証） 第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限</p>

に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第十六条（略）

（削る）

（財務大臣との協議）

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 （略）

三 第十四条又は第十六条の認可をしようとするとき

（主務大臣等）

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。

に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条第一項の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

2 第十六条（略）

農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財務大臣との協議）

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 （略）

三 第十四条第一項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

（主務大臣等）

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（第九十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第七条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（審査会） 第四十九条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 通則法第二十一条第一項ただし書及び第三項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。</p> <p>（積立金の処分） 第六十三条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣及び農林水産省令とする。</p> <p>附則</p>	<p>（役員任期） 第七条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（審査会） 第四十九条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第八条の規定は、委員について準用する。</p> <p>（積立金の処分） 第六十三条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（主務大臣等） 第六十六条 基金に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、農林水産省及び農林水産省令とする。</p> <p>附則</p>

(報告書の写しの送付等)

第二十条 農林水産大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを厚生労働大臣に送付するものとする。

2 | 厚生労働大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（前条第一項第三号に規定する業務に係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十条 前条第一項第三号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 | 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第三号に規定する業務に関し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第六条 信用基金は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（理事長、副理事長及び理事の任期）</p> <p>第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 信用基金は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第六条 信用基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（役員（役員）の任期）</p> <p>第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 信用基金は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

(長期借入金)
第十七条 (略)
(削る)

(償還計画)
第十九条 (略)
(削る)

(主務大臣等)
第二十四条 (略)
2 (略)
(削る)

3 |
(略)

(長期借入金)
第十七条 (略)

2 | 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)
第十九条 (略)

2 | 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)
第二十四条 (略)

3 | この法律及び信用基金に係る通則法における主務省は、農林水産省及び財務省(農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項については、農林水産省)とする。

4 |
(略)

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）
（第九十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>6 新研究機構法第十六条第一項から第三項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下この項において「整備法」という。）附則第十三条第六項において準用する第一項から第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第一項から第三項までの規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合</p>	<p>附則</p> <p>（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>25（略）</p> <p>6 新研究機構法第十六条第一項から第四項までの規定は、特例業務勘定について準用する。この場合において、同条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下この項において「整備法」という。）附則第十三条第六項において準用する第一項から第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第十四条」とあるのは「整備法附則第十三条第一項から第三項まで」と、同条第二項中「主務省（前条第二号に掲げる業務に係るものについては、農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省）」とあるのは「農林水産省、財務省及び第二条第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する省」と読み替えるものとする。</p> <p>7 第一項から第三項までの規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が特例業務を行う場合</p>

には、新研究機構法第十六条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第三項まで」と、新研究機構法第二十一条第一項第二号中「同条第四項」とあるのは「同条第四項及び整備法附則第十三条第六項」と、新研究機構法第二十二号第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新研究機構法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金に関する経過措置）
第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一項の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金については、旧研究機構法第七号第一項、第二十二号第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

には、新研究機構法第十六条第六項中「前各項」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「整備法」という。）附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第一項から第四項まで」と、新研究機構法第二十一条第一項第二号中「同条第五項」とあるのは「同条第五項及び整備法附則第十三条第六項」と、新研究機構法第二十二号第一項第二号及び第四号から第六号までの規定中「又は第三号に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に掲げる業務又は整備法附則第十三条第四項に規定する特例業務」と、新研究機構法第二十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律及び整備法附則第十三条第六項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項」と、同条第二号中「第十四条」とあるのは「第十四条及び整備法附則第十三条第一項から第三項まで」とする。

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金に関する経過措置）
第十五条 施行日前に旧研究機構法第十六条第一項の規定により独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構がした長期借入金については、旧研究機構法第七号第一項、第二十二号第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

○ 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（第九十六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（肥飼料検査所等の解散等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び同条第三項の規定による報告書の公表は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。</p> <p>6 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による評価は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。</p> <p>7 10（略）</p> <p>2 6（林木育種センターの解散等） 4（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（肥飼料検査所等の解散等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。</p> <p>6 農林水産消費安全技術センターの施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価は、肥飼料検査所等の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。</p> <p>7 10（略）</p> <p>2 6（林木育種センターの解散等） 4（略）</p>

5 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十二條第二項の規定による報告書の提出及び同條第三項の規定による報告書の公表は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同條第二項の報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7
5
10
(略)

5 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出及び公表は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同條の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

6 森林総合研究所の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四條第一項の規定による評価は、林木育種センターの施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

7
5
10
(略)

○ 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（第九十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置）</p> <p>第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）以下「新研究所法」という。）附則第十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（機構の発行した緑資源債券等に関する経過措置）</p> <p>第七条 旧機構法第三十一条第一項の規定により機構が発行した緑資源債券及び旧機構法附則第十条の規定による廃止前の緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第三十三条第一項の規定により緑資源公団が発行した緑資源債券は、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）以下「新研究所法」という。）附則第十六条第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による森林総合研究所債券とみなす。</p>

○ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（第九十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期）</p> <p>第十条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 日本貿易保険については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（長期借入金及び貿易保険債券）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 前項の規定による貿易保険債券の債権者は、日本貿易保険の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>（償還計画）</p> <p>第十八条（略）</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第十条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 日本貿易保険については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（長期借入金及び貿易保険債券）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による貿易保険債券の債権者は、日本貿易保険の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>（償還計画）</p> <p>第十八条（略）</p>

(削る)

(財務大臣との協議)

第二十条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十五条第一項、第十七条第一項若しくは第四項又は第十八条の認可をしようとするとき。
- 二 (略)

(主務大臣等)

第二十一条 日本貿易保険に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

2

経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十五条第一項、第十七条第一項若しくは第五項又は第十八条第一項の認可をしようとするとき。
- 二 (略)

(主務大臣等)

第二十一条 日本貿易保険に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第十三条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第十七条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（業務の範囲） 第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関からプログラムの開発に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>（削る）</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第十三条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>（役員（の任期）） 第十七条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（業務の範囲） 第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 情報処理サービス業者等（情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。）が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>四 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術</p>

四(略)
五(略)
六(略)
七(略)

2 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十二條 (略)

2 經濟産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

(信用基金)

第二十三條 機構は、第二十条第一項第三号に規定する資金の借入れに係る債務の保証及びこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第十二条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。

五(略)
六(略)
七(略)
八(略)

2 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十二條 (略)

2 經濟産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、經濟産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

(信用基金)

第二十三條 機構は、第二十条第一項第三号及び第四号に規定する資金の借入れに係る債務の保証並びにこれに附帯する業務に関する信用基金を設け、改正法附則第九条第一項の規定により政府及び政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出資されたものとされた金額、同条第三項の規定により政府以外の者から信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとされた金額並びに第十二条第二項の規定により政府から信用基金に充てるべきものとして出資された金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

附 則

(機構の業務の特例)

第二条 機構は、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の情報処理の促進に関する法律第二十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務(第二十条第一項第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)並びにこれに附帯する業務を行う。

2 | 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二十一条第三号中「前二号に掲げる業務以外の業務」とあるのは「前二号に掲げる業務以外の業務及び附則第二条第一項に規定する業務」と、第二十三条第一項中「及びこれ」とあるのは「及び附則第二条第一項の規定による債務の保証並びにこれら」とする。

(削る)

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

附 則

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に情報処理振興事業協会という文字を用いている者については、第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 協会の最初の事業年度は、第三十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(削る)

第四条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(削る)

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中電子工業審議会の項を次のように改める。

電子情報処理振興審議会	電子工業及び情報処理の振興に関する重要事項を調査審議すること。
-------------	---------------------------------

(削る)

(電子工業振興臨時措置法の一部改正)

第六条 電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第十三条中「電子工業審議会」を「電子情報処理振興審議会」に改める。

第十四条から第二十一条までを次のように改める。
第十四条から第二十一条まで削除

(削る)

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の前に次のように加える。

(削る)

情報処理振興 事業協会	情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
----------------	---------------------------------

（法人税法の一部改正）
 第八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
 別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の前に次のように加える。

情報処理振興 事業協会	情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
----------------	---------------------------------

(削る)

情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号） 第二十八条第一項第四号 及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書	情報処理振興事業協会
---	------------

（印紙税法の一部改正）
 第九条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
 別表第三中日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）
 第十六条第一項第一号（学資の貸与）の業務に関する文書の項の前に次のように加える。

(削る)

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中「繊維工業構造改善事業協会」の下に「、情報処理振興事業協会」を加える。

○ エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）（第百条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十条から第十九条まで 削除</p>	<p>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う特定事業活動等促進業務）</p> <p>第十条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、事業者等が行う特定事業活動（第二条第七項第八号に掲げる特定事業活動にあつては、政令で定めるものを除く。第一号から第三号までにおいて同じ。）及び特定設備（同条第八項第三号に掲げる特定設備にあつては、政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の設置又は改善を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 承認事業者等が承認事業計画に従つて行う特定事業活動（第二条第七項第七号に掲げるものを除く。）に必要な資金（同項第一号に掲げる特定事業活動に係る資金にあつては設備の設置又は改善、同項第二号に掲げる特定事業活動に係る資金にあつては建築材料の使用又は設備の設置若しくは改善に必要な資金に限る。）及び事業者が行う特定設備の設置又は改善に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 日本政策投資銀行その他財務大臣及び経済産業大臣が指定する機関（以下この号において「日本政策投資銀行等」という。）が行う承認事業計画に従つて行う特定事業活動（第二条第七項第五号、第六号又は第八号に掲げるものに限る。）に必要な資金及</p>

び同条第八項第三号又は第四号に掲げる特定設備の設置又は改善に必要な資金の貸付けについて、日本政策投資銀行等に対し、利子補給金を支給すること。

三 特定事業活動又は特定設備の設置若しくは改善に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

第十一条から第十九条まで 削除

○ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）
（第百一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六條及び第七條 削除</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務） 第六條 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六條第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>第七條 削除</p>

○ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（第百二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 削除</p> <p>3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第八項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条（同条第</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う創業等促進業務）</p> <p>第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、創業及び新規中小企業の事業活動を促進するため、創業者及び新規中小企業者がその事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証並びに創業者（第二条第二項第三号に掲げる者に限る。）及び新規中小企業者（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>（独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条（</p>

一号の場合及び同条第二号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務）

第三十一条

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域（以下「特定高度技術産学連携地域」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、特定高度技術産学連携地域において、工場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下この条において同じ。）、事業場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下同じ。）又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理の業務を行う。（削る）

同条第一号の場合及び同条第二号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

（中小企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務）

第三十一条

中小企業基盤整備機構は、事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域（以下「特定高度技術産学連携地域」という。）における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 特定高度技術産学連携地域において、工場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下

2

(略)

(削る)

2

(略)

この条において「工場」という。）、事業場（高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。以下「事業場」という。）又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、譲渡及び管理を行うこと。

二 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者を利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の出資を行い、又は当該出資を受けて事業を行う者の委託を受けてその施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこと。

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第百三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 日本工業標準調査会 計量行政審議会 （削る）</p>	<p>（設置） 第六条（略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。 日本工業標準調査会 計量行政審議会 独立行政法人評価委員会 （独立行政法人評価委員会） 第十一条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>

○ 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）（第百四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第九条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p>

○ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）（第百五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 情報・研修館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p>

○ 独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）（第百六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第九条 理事長、副理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第九条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p>

○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）（第一百七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第九条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p>

○ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）（第百八条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 〓十四 （略） （削る）</p> <p>第十五（略） 十六（略） 十七（略） 十八（略） 十九（略） 二十（略） 二十五（略）</p> <p>（区分経理） 第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一・二 （略） 三 前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びに同項第七号、第八号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の業</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 〓十四 （略） 十五 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。</p> <p>十六（略） 十七（略） 十八（略） 十九（略） 二十（略） 二十五（略）</p> <p>（区分経理） 第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一・二 （略） 三 前条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（金属鉱物に係るものに限る。）並びに同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条</p>

業務

- 四 前条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 五 前条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 機構は、前条第一号から第三号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第六項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができらる。

(削る)

- 2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。
- 3 前条第四号に掲げる業務に係る勘定（第六項において「第四号勘定」という。）及び同条第五号に掲げる

第二項の業務

- 四 前条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 五 前条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

(利益及び損失の処理の特例等)

第十三条 機構は、前条第一号から第三号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第七項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち経済産業大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができらる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人

評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

- 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。
- 4 前条第四号に掲げる業務に係る勘定（第七項において「第四号勘定」という。）及び同条第五号に掲げる

<p>業務に係る勘定（以下この条において「第五号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>6 5 4 3 2 </p> <p>機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文（第五号勘定にあつては、第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文）又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。</p>	<p>7 </p> <p>（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）</p> <p>（削る）</p>	<p>2 </p> <p>前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 </p> <p>（略）</p> <p>4 </p> <p>（略）</p> <p>5 </p> <p>（略）</p> <p>6 </p> <p>（略）</p> <p>第十六条（償還計画）</p> <p>（略）</p>
---	------------	------------	---	---	--

<p>業務に係る勘定（以下この条において「第五号勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>7 6 5 4 3 2 </p> <p>機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文（第五号勘定にあつては、第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文）又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。</p>	<p>8 </p> <p>（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>3 </p> <p>第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>4 </p> <p>（略）</p> <p>5 </p> <p>（略）</p> <p>6 </p> <p>（略）</p> <p>7 </p> <p>（略）</p> <p>第十六条（償還計画）</p> <p>（略）</p>
---	------------	------------	--	---	---

(削る)

(鉱害防止事業基金)

第十九条 機構は、第十一条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拋出された金額と第十三条第五項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項若しくは第四項又は第十六条の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。

2

経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(鉱害防止事業基金)

第十九条 機構は、第十一条第一項第十七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関して、鉱害防止事業基金を設け、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拋出された金額と第十三条第六項の規定により組み入れられた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第十四条第一項若しくは第五項又は第十六条第一項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。

○ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百十五号）（第九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止）</p> <p>第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期）</p> <p>第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p>	<p>（役員任期）</p> <p>第十一条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p>
<p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p>	<p>（利益及び損失の処理の特例等）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p>
<p>3 ～ 6 （略）</p>	<p>3 ～ 6 （略）</p>
<p>（主務大臣等）</p> <p>第二十条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（主務大臣等）</p> <p>第二十条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

(石炭経過勘定における納付金等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4・5 (略)

第十四条 削除

附 則

(石炭経過勘定における納付金等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4・5 (略)

(特定事業活動等促進業務)

第十四条 機構は、第十五条に規定する業務のほか、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号。以下「特定事業活動促進法」という。)第十条に規定する業務(以下「特定事業活動等促進業務」という。)を行う。

2

前項の規定により機構が特定事業活動等促進業務を行う場合には、第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十三号に掲げる業務」とあるのは「前条第一項第十三号に掲げる業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第十七条第二号中「第十五条第一項各号(第十一号及び第十二号を除く。)及び第二項各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条第一項各号(第十一号及び第十二号を除く。)及び第二項各号に掲げる業務並びに附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第十八条中「機構が交付する補助金」とあるのは「機構が交付す

（特定事業活動等促進経過業務）

第十五条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十七号）の施行前に産業基盤整備基金が締結した債務保証契約に係る同法第一条による改正前のエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十條第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下「特定事業活動等促進経過業務」という。）を行う。

2・3
（略）

補助金並びに附則第十四条第一項（特定事業活動促進法第十条第二号に係る部分に限る。）の規定により機構が支給する利子補給金」と、第十九条第一項中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務及び附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」と、第二十七条第一号中「第十五条に規定する業務」とあるのは「第十五条に規定する業務並びに附則第十四条第一項に規定する特定事業活動等促進業務」とする。

（特定事業活動等促進経過業務）

第十五条 機構は、当分の間、第十五条に規定する業務のほか、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十七号）の施行前に産業基盤整備基金が締結した債務保証契約に係る同法第一条による改正前の特定事業活動促進法第十條第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下「特定事業活動等促進経過業務」という。）を行う。

2・3
（略）

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）（第一百十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 四（略） 五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第七号及び第九号に該当するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ 八（略） 六（略） （削る）</p> <p>八 七（略） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。</p> <p>十 九（略） （略）</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 四（略） 五 次のイからハまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資（第八号から第十号までに該当するものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ 八（略） 六（略） 七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第六条の規定による債務の保証を行うこと。</p> <p>九 八（略） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証及び同法第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。</p> <p>十 十（略） （略） 十 一（略）</p>

十一	(略)
十二	(略)
十三	(略)
十四	(略)
十五	(略)
2	(略)
5	機構は、第一項第七号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第八号及び第十号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

(業務の委託)
 第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができ

- 一 (略)
 - 二 第十五条第一項第五号に掲げる業務並びに同項第七号及び第九号に掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）
 - 三 第十五条第一項第七号及び第九号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）
 - 四 八 (略)
- 2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務（以下この項

十二	(略)
十三	(略)
十四	(略)
十五	(略)
2	(略)
5	機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十一号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

(業務の委託)
 第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができ

- 一 (略)
 - 二 第十五条第一項第五号に掲げる業務及び同項第八号から第十号までに掲げる業務のうち出資に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）
 - 三 第十五条第一項第七号から第十号までに掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）
 - 四 八 (略)
- 2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務（以下この項

において「共済事業」という。)に関連する同条第一項第十三号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し

、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第七号に掲げる業務(次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第八号に掲げる業務(第三号に掲げるものを除く。)、同項第九号に掲げる業務(産業活力再生特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)及び同項第十号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務
- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。)及び第十五条第一項第九号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第七号及び第八号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこ

において「共済事業」という。)に関連する同項第十四号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 (略)

(区分経理)

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し

、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務(それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。)、同項第十号に掲げる業務(産業活力再生特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。)、同項第十一号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務
- 二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。)及び同項第十号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)並びにこれらに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

- 三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこ

れらに関連する第十五条第一項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十一号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条 (利益及び損失の処理の特例等)
(略)

2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第三項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める

れらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

第十九条 (利益及び損失の処理の特例等)
(略)

2 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省(前条第一項第二号に掲げる業務に係るものについては、経済産業省及び財務省)の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定は、施設整備等勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める

(第一種信用基金)

第二十條 機構は、第十五條第一項第七号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、廃止法附則第四條第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同條第十四項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六條第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(第二種信用基金)

第二十一條 機構は、第十五條第一項第九号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四條第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同條第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六條第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(第一種信用基金)

第二十條 機構は、第十五條第一項第八号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれに附帯する業務に関する第一種信用基金を設け、廃止法附則第四條第十三項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同條第十四項の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六條第二項後段の規定により第一種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(第二種信用基金)

第二十一條 機構は、第十五條第一項第七号、第九号及び第十号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの及びこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四條第十三項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同條第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六條第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五條第一項第四号に掲げる業務、同項第七号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八條第一項第二号に掲げるものに限る。)並びに第十五條第一項第八号、第十号及び第十二号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

(削る)

2| 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

(償還計画)

第二十四條 (略)

(削る)

(財務大臣との協議)

第二十七條 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五條第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八條第一項第二号に掲げるものに限る。)並びに第十五條第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五條第一項第十一号及び第十三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2| 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人

3| 評価委員会の意見を聴かなければならない。

第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(償還計画)

第二十四條 (略)

2| 経済産業大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十七條 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣

に協議しなければならない。

一 第二十二條第一項若しくは第四項又は第二十四條の認可をしようとするとき。

二・三 (略)

(主務大臣等)

第二十八條 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 (略)

(報告書の写しの送付等)

第二十九條 經濟産業大臣は、通則法第三十三條の規定に基づき、通則法第三十二條第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを財務大臣に送付するものとする。

2 財務大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三條各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項(第十八條第一項第二号に掲げる業務に係るものに限る。)に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

に協議しなければならない。

一 第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四條第一項の認可をしようとするとき。

二・三 (略)

(主務大臣等)

第二十八條 (略)

2・3 (略)

4 機構に係る通則法における主務省は、經濟産業省とする。

5 (略)

(独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)

第二十九條 第十八條第一項第二号に掲げる業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項、第三十五條第二項、第三十八條第三項、第四十四條第四項、第四十五條第四項及び第四十八條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 經濟産業省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第十八條第一項第二号に掲げる業務に関し、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の規定による評価を行うとき。

二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。

附 則

(改正前大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に係る業務の特例)

第八条の六 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第

二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第六条の業務
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(改正前中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に係る業務の特例)

第八条の七 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第

二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に機構が締結した債務保証契約に係る同法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の中

附 則

(新設)

(新設)

第十八条	同項第十号に	同項第十号に掲げる業務並	<p>小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条の業務</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(機構の納付金等)</p> <p>第十三条の二 (略)</p> <p>2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならぬ。</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務の特例に係る予算等の特例)</p> <p>第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の七までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
第十六条	(略)	(略)	
第十七条 第一項第三号	含む。	含む。並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五から第八条の七までの業務	

第十八条	同項第十一号	同項第十一号に掲げる業務	<p>小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条の業務</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(機構の納付金等)</p> <p>第十三条の二 (略)</p> <p>2 経済産業大臣及び財務大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会及び財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(業務の特例に係る予算等の特例)</p> <p>第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
第十六条	(略)	(略)	
第十七条 第一項第三号	含む。	含む。並びに附則第七条の業務、附則第八条の三第一号から第三号までに掲げる業務及び附則第八条の五の業務	

第二十一 第二十一 第一項	第二十条 第一項	第十九条 第一項	第十八条 第一項第 三號	第十八条 第一項第 二號	第一項第 一號	掲げる業務	掲げる業務
掲げる業務	(略)	第二項の業務 (略)	(略)	(略)	(略)	附帯する業務	(略)
掲げる業務並びに附則第八	(略)	第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から第八條の七までの業務	(略)	(略)	(略)	附帯する業務並びに附則第七條、第八條の三及び第八條の五から第八條の七までの業務	(略)
							びに附則第八條の二及び第八條の四の業務（それぞれ第三號に掲げるものを除く。）

第二十一 第二十一 第一項	第二十条 第一項	第十九条 第一項	第十八条 第一項第 三號	第十八条 第一項第 二號	第一項第 一號	掲げる業務	に掲げる業務
掲げる業務	(略)	第二項の業務 (略)	(略)	(略)	(略)	附帯する業務	(略)
掲げる業務、附則第八條の	(略)	第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から第八條の五までの業務	(略)	(略)	(略)	附帯する業務並びに附則第七條、第八條の三及び第八條の五の業務	(略)
							並びに附則第八條の二及び第八條の四の業務（それぞれ第三號に掲げるものを除く。）

<p>条第三十五 条第二号</p>	<p>条第二十二 条第一項</p>	<p>条第一項</p>	
<p>第二項</p>	<p>第十二号に掲 げる業務</p>	<p>及びこれに附 帯する業務</p>	
<p>第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から第八條の七まで</p>	<p>第十二号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）</p>	<p>並びにこれらに附帯する業務並びに附則第七條の業務</p>	<p>条の三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八條の五から第八條の七までの業務</p>

<p>条第三十五 条第二号</p>	<p>条第二十二 条第一項</p>	<p>条第一項</p>	
<p>第二項</p>	<p>第十三号に掲 げる業務</p>	<p>附帯する業務</p>	
<p>第二項並びに附則第五條第一項及び第二項、第六條第一項から第四項まで並びに第七條から第八條の五まで</p>	<p>第十三号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）</p>	<p>附帯する業務並びに附則第七條の業務</p>	<p>三第一号及び第三号に掲げる業務並びに附則第八條の五の業務</p>

○ 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）（第百十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p> <p>附則</p> <p>（機構の納付金等） 第四条 （略） （削る）</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p> <p>附則</p> <p>（機構の納付金等） 第四条 （略）</p> <p>2 機構は、平成二十年三月三十一日までの間において、経済産業大臣が、返還された預託金（輸入の促進を目的とした展示場その他の政令で定める施設を運営するため平成五年一月二十五日から平成十三年三月三十</p>

2| 経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3| 機構は、第一項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

3| 日までに振興会が民間事業者に預託した金銭（附則第二条第一項の規定により機構が承継した権利に係るものに限る。）をいう。）の金額のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

3| 経済産業大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

4| 機構は、第一項又は第二項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

○ 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七十九号）（第一百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十五条 （略）</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣、経済産業省及び経済産業省令とする。</p>

○ 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）（第百十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う経過措置）</p> <p>第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の地域振興整備債券は、機構法第二十二條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による中小企業基盤整備債券とみなす。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（権利及び義務の承継に伴う経過措置）</p> <p>第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公団法第二十六条第一項の長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について旧公団法第二十六条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は地域振興整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。</p> <p>2 前項の地域振興整備債券は、機構法第二十二條第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による中小企業基盤整備債券とみなす。</p>

○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（第百十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等）</p> <p>第八条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。</p> <p>一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二條（第三項及び第四項を除く。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>14 (略)</p>	<p>（政府が承継した機構債券等に係る国債に関する法律の適用等）</p> <p>第八条 前条第一項の規定により政府が承継した同項第二号に掲げる債務に係る機構債券等については、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）、社債等振替法、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）その他の法令中国債に関する規定を適用し、次の各号に掲げる機構債券等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定は、適用しない。</p> <p>一 日本高速道路保有・債務返済機構債券 機構法第二十二條（第四項及び第五項を除く。）</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>14 (略)</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（第一百五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産につ</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の継続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び空港周辺整備債券） 第三十条（略） （削る）</p>	<p>2 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の継続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の継続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び空港周辺整備債券） 第三十条（略） （削る）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に應じて納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の継続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に應じて納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の継続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十九条（略） （削る）</p>	<p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に對しそれぞれの出資額に應じて納付しなければならぬ。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十九条（略） （削る）</p>
<p>（理事長及び理事の任期） 第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p>	<p>（役員の任期） 第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p>

<p>いて他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)</p>	<p>(償還計画) 第三十二条 (略) (削る)</p>	<p>(財務大臣との協議) 第三十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。 一 第二十二條第二項、第三十條第一項若しくは第四項又は第三十二條の認可をしようとするとき。</p>	<p>二 (略) (主務大臣等) 第三十五條 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>
<p>ついて他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略)</p>	<p>(償還計画) 第三十二条 (略) 2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(財務大臣との協議) 第三十四条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣と協議しなければならない。 一 第二十二條第二項、第三十條第一項若しくは第五項又は第三十二條第一項の認可をしようとするとき。</p>	<p>二 (略) (主務大臣等) 第三十五條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（第百十六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第四十二条の十八 センターは、通則法第四十六条の二 第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は 通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをす る場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻 すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第四十二条の二十三 理事長の任期は四年とし、理事の 任期は二年とする。</p> <p>（区分経理） 第四十二条の二十九 センターは、第四十二条の二十五 第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯す る業務（次条第二項及び第三項において「防災措置業 務」という。）に係る経理とその他の業務に係る経理 とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければな らない。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第四十二条の三十 センターは、通則法第二十九条第二 項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項、次 項及び第四項において「中期目標の期間」という。） の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第四十二条の十八 センターは、出資者に対し、その持 分を払い戻すことができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（役員（の任期）） 第四十二条の二十三 理事長の任期は四年とし、理事及 び監事の任期は二年とする。</p> <p>（区分経理） 第四十二条の二十九 センターは、第四十二条の二十五 第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯す る業務（次条第二項及び第四項において「防災措置業 務」という。）に係る経理とその他の業務に係る経理 とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければな らない。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第四十二条の三十 センターは、通則法第二十九条第二 項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項、次 項及び第五項において「中期目標の期間」という。） の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は</p>

第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第四十二条の二十五に規定する業務の財源に充てることができる。

2
(略)

3| センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5| 4|
(略)

(長期借入金)
第四十二条の三十一 (略)
(削る)

(償還計画)
第四十二条の三十二 (略)
(削る)

第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第四十二条の二十五に規定する業務の財源に充てることができる。

2
(略)

3| 2
国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4| センターは、前条に規定する防災措置業務に係る勘定において、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6| 5|
(略)

(長期借入金)
第四十二条の三十一 (略)
国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)
第四十二条の三十二 (略)
国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

するときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人
評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第四十二条の三十六 国土交通大臣は、次の場合には、
財務大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条の十七第二項、第四十二条の三十一又
は第四十二条の三十二の認可しようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第四十二条の三十七 センターに係る通則法における主
務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国
土交通省令とする。

(財務大臣との協議)

第四十二条の三十六 国土交通大臣は、次の場合には、
財務大臣に協議しなければならない。

一 第四十二条の十七第二項、第四十二条の三十一第
一項又は第四十二条の三十二第一項の認可しようと
するとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第四十二条の三十七 センターに係る通則法における主
務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大
臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）（第百十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の勘定） 第二十七条（略）</p> <p>2 前項に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（機構法等の特例） 第二十八条（略）</p> <p>2 第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号に掲げる業務が行われる場合には、通則法第三十条第二項第五号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。）」と、通則法第四十八条ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」とする。</p>	<p>（特別の勘定） 第二十七条（略）</p> <p>2 前項に規定する特別の勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、<u>第三項及び第四項の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（機構法等の特例） 第二十八条（略）</p> <p>2 第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号に掲げる業務が行われる場合には、通則法第三十条第二項第五号中「供しようとするとき」とあるのは「供しようとするとき（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号。以下「債務等処理法」という。）第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合を除く。）」と、通則法第四十八条ただし書中「供するとき」とあるのは「供するとき及び債務等処理法第十三条第一項の規定により同項第二号及び第三号の業務を行う場合」とする。</p>

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（第百十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第六条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
名称 （略）	法律	名称 （略）	法律
中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	中央建築士審査会	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）

○ 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 （略） （削る）</p> <p>2 （略）</p> <p>（報告書の写しの送付等） 第十七条 国土交通大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを農林水産大臣に送付するものとする。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十四条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 （略）</p> <p>2 研究所に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（独立行政法人評価委員会の意見の聴取） 第十七条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。</p>

内容を検討し、国土交通大臣を経由して、通則法第三十三條各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（前条第一項第二号に規定する業務に係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

2

国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第一項の規定による評価を行うおうとするとき。
- 二 通則法第三十二條第三項後段（通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

○ 独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）（第二百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十五条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）（第二百二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略） 2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略） （主務大臣等） 第十八条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略） 2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略） （主務大臣等） 第十八条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）（第二百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）（第二百二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（第二百二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）（第百二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 航海訓練所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 航海訓練所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）（第二百二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（第二百二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 大学校に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十四条 大学校に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）（第二百二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十八条 検査法人に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十六条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十八条 検査法人に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（第二百二十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（鉄道施設の貸付け等） 第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条の規定は、適用しない。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略） （削る）</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除しなご残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第一項及び第三項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（鉄道施設の貸付け等） 第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により機構が譲渡を行う場合においては、通則法第三十条第二項第五号及び第四十八条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略） 国土交通大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除しなご残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十条第一項」とあるのは、「第五項の規定に</p>

<p>6 替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。 (略)</p>	<p>(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券) 第十九条 (略) (削る)</p>	<p>2 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(償還計画) 第二十一条 (略) (削る)</p>	<p>(財産の処分等の制限) 第二十三条 機構は、通則法第四十八条の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>7 より読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。 (略)</p>	<p>(長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券) 第十九条 (略) (削る)</p>	<p>3 第一項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(償還計画) 第二十一条 (略) 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(財産の処分等の制限) 第二十三条 機構は、通則法第四十八条第一項の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p>

(削る)

(財務大臣との協議)

第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第四項、第二十一条又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

附則

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。ただし、通則法第四十六条の第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないときは、この限りでない。

第六条 (略)
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

2 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運

3

国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十六条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十三条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項若しくは第五項、第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十七条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

附則

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。

第六条 (略)
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

2 前項の鉄道建設債券及び鉄道整備基金債券並びに運

輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券は、第十九条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

3 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条の規定の適用については、それぞれ、同条の長期借入金及び機構債券とみなす。

一・二 (略)

4・5 (略)

輸施設整備事業団債券及び船舶整備債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

3 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十一条の規定の適用については、それぞれ、同項の長期借入金及び機構債券とみなす。

一・二 (略)

4・5 (略)

○ 独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）（第百三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十一条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（第百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第三十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び水資源債券） 第三十二条（略）</p> <p>2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産につ</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第三十一条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第四号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から第一項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（長期借入金及び水資源債券） 第三十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産に</p>

いて他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

(償還計画)

第三十四条 (略)

(削る)

(主務大臣等)

第三十七条 機構に係る通則法(第十九条第八項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条を除く。)における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第八項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条における主務大臣は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(削る)

3| (略)

(協議)

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣(国土交通大臣を除く。)に協議しなければならぬ。

一 通則法第四十六条の二第一項、第二項若しくは第

ついて他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| (略)

(償還計画)

第三十四条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(主務大臣等)

第三十七条 機構に係る通則法(第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条を除く。)における主務大臣は、国土交通大臣とする。

2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第五項、第三章、第六十四条第一項及び第六十五条における主務大臣は、次のとおりとする。

一 四 (略)

3| 機構に係る通則法における主務省は、国土交通省とする。

4| (略)

(協議)

第三十八条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、主務大臣(国土交通大臣を除く。)に協議しなければならぬ。

一 通則法第四十八条第一項の規定による認可をしよ

三項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

二 (略)

三 第三十一条第二項又は通則法第十九条第四項、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十一条第二項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三 第三十二条第一項若しくは第四項又は第三十四条の規定による認可をしようとするとき。

(国土交通大臣の經由)

第四十一条 主務大臣(国土交通大臣を除く。)又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てしなければならない。

一 (略)

二 主務大臣の通則法第二十九条第一項又は第三十四条の二第一項の規定による機構への指示

三 (略)

四 機構の通則法第三十四条の二第二項の規定による主務大臣への報告

五 (略)

(報告書の写しの送付等)

第四十二条 国土交通大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理し

うとするとき。

二 (略)

三 第三十一条第三項又は通則法第三十七条若しくは第五十条の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第三十一条第三項の規定により国土交通省令を定めようとするとき。

三 第三十二条第一項若しくは第五項又は第三十四条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(国土交通大臣の經由)

第四十一条 主務大臣(国土交通大臣を除く。)又は機構は、次の行為については、国土交通大臣を経てなければならない。

一 (略)

二 主務大臣の通則法第二十九条第一項の規定による機構への指示

三 (略)

四 機構の通則法第三十三条の規定による主務大臣への提出

五 (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第四十二条 第三十七条第二項第三号に規定する業務に關する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、

たときは、遅滞なく、当該報告書の写しを厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

2 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、国土交通大臣を経由して、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項（厚生労働大臣又は経済産業大臣にあつては第三十七条第二項第四号に規定する業務で政令で定めるものに係るもの、農林水産大臣にあつては同項第三号に規定する業務に係るもの及び同項第四号に規定する業務で政令で定めるものに係るものに限る。）に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

附 則

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条（略）

2 前項の水資源開発発債券は、第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは「農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「政令で定めるところにより、厚生労働省、農林水産省若しくは経済産業省の独立行政法人評価委員会又は評価委員会」とする。

3 国土交通省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、第三十七条第二項第三号に規定する業務に関し農林水産省の独立行政法人評価委員会の、同項第四号に規定する業務に関し政令で定めるところにより厚生労働省、農林水産省又は経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。
二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

附 則

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第三条（略）

2 前項の水資源開発発債券は、第三十二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による水資源債券とみなす。

○ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）（第百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持分の払戻し等の禁止） 第六条 機構は、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 (略)</p> <p>（理事長及び理事の任期） 第十条 (略) 2 5 4 (略) (削る)</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十五条 (略) (削る)</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しな ければならない。 3 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（持分の払戻し等の禁止） 第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。 2 (略)</p> <p>（役員の任期） 第十条 (略) 2 5 4 (略) 5 監事の任期は、二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十五条 (略) 2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しな ければならない。 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

(長期借入金)
第十六条 (略)

(削る)

(償還計画)

第十七条 (略)
(削る)

(財務大臣との協議)

第二十一条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十六条又は第十七条の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

(長期借入金)
第十六条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(償還計画)

2| 第十七条 (略)

2| 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十一条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十六条第一項又は第十七条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

(主務大臣等)

第二十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（第百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p>
<p>（利益及び損失の処理の特例等） 第三十三条（略）</p>	<p>（利益及び損失の処理の特例等） 第三十三条（略）</p>
<p>2（削る）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し、必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>3 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第二項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び機構に出資した地方公共団体に納付しなければならない。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し、必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>（長期借入金及び都市再生債券） 第三十四条（略）</p>	<p>（長期借入金及び都市再生債券） 第三十四条（略）</p>
<p>2 前項の規定による債券（当該債券に係る債権が第三十六条の規定に基づき信託された金銭債権により担保</p>	<p>2 国土交通大臣は、前項の規定による認可を使用するときには、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による債券（当該債券に係る債権が第三十六条の規定に基づき信託された金銭債権により担</p>

されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6|5|4|3|
(略)
(略)
(略)
(略)

第三十九条 (償還計画)
(略)

(削る)

(協議)

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第四項、第三十六条、第三十七条又は前条の認可をしようとするとき。

二 (略)

2 国土交通大臣は、第二十条第四項の規定による裁定をしようとするときは、総務大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第四十一条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

保されているものを除く。)の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7|6|5|4|
(略)
(略)
(略)
(略)

第三十九条 (償還計画)
(略)

2|

国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(協議)

第四十条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第十七条第一項、第三十四条第一項若しくは第五項、第三十六条、第三十七条又は前条第一項の認可をしようとするとき。

二 (略)

2 国土交通大臣は、第二十条第四項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議しなければならない。

(主務大臣等)

第四十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

附 則

第九条 附則第七条第二号及び第三号並びに前条各号に掲げる債券は、第三十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による都市再生債券とみなす。

(業務の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

3 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

6 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

7
18 (略)

(都市再生機構宅地債券の発行)

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。)を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十九条の規定の適用については、同条中「及び債権」とあるのは、「、債権及び都市再生機構宅

附 則

第九条 附則第七条第二号及び第三号並びに前条各号に掲げる債券は、第三十四条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による都市再生債券とみなす。

(業務の特例)

第十二条 (略)

2 (略)

3 宅地造成等経過業務に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

6 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

7
18 (略)

(都市再生機構宅地債券の発行)

第十五条 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、自ら造成した宅地(附則第四条第一項の規定により都市公団から承継したものを含み、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他国土交通省令で定めるものに限る。)を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市再生機構宅地債券を発行することができる。この場合における第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「及び債権」とあるのは、「、債権及び都市再生

2 地債権」とする。
附則第八条（第一号に係る部分を除く。）及び第九
条の規定は、前項の規定により機構が発効する都市再
生機構宅地債券について準用する。この場合において
、同条中「及び第三項」とあるのは、「から第六項ま
で」と読み替えるものとする。

2 機構宅地債権」とする。
附則第八条（第一号に係る部分を除く。）及び第九
条の規定は、前項の規定により機構が発効する都市再
生機構宅地債券について準用する。この場合において
、同条中「及び第四項」とあるのは、「から第七項ま
で」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（第三百三十四条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（道路資産に係る債務の引受け等） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二条第三項の規定による先取特権と同順位とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十一条 機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（道路資産に係る債務の引受け等） 第十五条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二条第四項の規定による先取特権と同順位とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十一条 機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p>

<p>5 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券)</p>	<p>第二十二條 (略)</p>	<p>2 (削る)</p>	<p>3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者(引受社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>4 (略)</p>	<p>5 (略)</p>	<p>6 (略)</p>	<p>7 (略)</p>	<p>(返済計画) 第二十四條 (略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(財務大臣との協議等) 第二十七條 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 第六条第二項、第十四條第一項(第三号、第四号</p>
<p>6 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券)</p>	<p>第二十二條 (略)</p>	<p>3 国土交通大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者(引受社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	<p>5 (略)</p>	<p>6 (略)</p>	<p>7 (略)</p>	<p>8 (略)</p>	<p>(返済計画) 第二十四條 (略)</p>	<p>2 国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(財務大臣との協議等) 第二十七條 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 第六条第二項、第十四條第一項(第三号、第四号</p>

及び第七号に係る部分に限る。）、第二十二條第一項若しくは第五項又は第二十四條の認可をしようとする場合

二 (略)

2 (略)

(主務大臣等)
第二十八條 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

及び第七号に係る部分に限る。）、第二十二條第一項若しくは第六項又は第二十四條第一項の認可をしようとする場合

二 (略)

2 (略)

(主務大臣等)
第二十八條 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（第百三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長、副理事長及び理事の任期） 第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十八条 （略）</p> <p>2 （削る）</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は通則法第四十四条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 （略）</p> <p>第十九条 （略）</p>	<p>（役員の任期） 第十条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主務大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項及び第二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 第一項から第四項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は通則法第四十四条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>7 （略）</p> <p>第十九条 （略）</p>

附則	2 (略)	<p>(主務大臣等) 第二十九条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣並びに国土交通省令・財務省令とする。</p>	<p>(償還計画) 第二十四条 (略)</p>	8 7 6 5 (略)(略)(略)(略)	<p>4 第一項若しくは第二項の規定による機構債券(当該機構債券に係る債権が第二十一条の規定に基づく特定信託に係る貸付債権により担保されているものを除く。又は前項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>	2・3 (削る) (略)
	附則	2 (略)	<p>(主務大臣等) 第二十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び財務大臣、国土交通省及び財務省並びに国土交通省令・財務省令とする。</p>	<p>2 第二十四条 (略) 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。</p>	9 8 7 6 (略)(略)(略)(略)	<p>5 第一項若しくは第二項の規定による機構債券(当該機構債券に係る債権が第二十一条の規定に基づく特定信託に係る貸付債権により担保されているものを除く。又は第三項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p>

(業務の特例等)

第七条 (略)

2 5 6 (略)

7 機構は、既往債権管理勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたとき(附則第九条第二項の規定による交付金の交付を受けた場合にあつては、同条第三項の規定による整理を行った後なお利益があるとき)は、通則法第四十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を積立金として整理するものとする。

8・9 (略)

10 機構は、前項に規定する第七項の規定による積立金の額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 第十三項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時に於いて、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に對する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(業務の特例等)

第七条 (略)

2 5 6 (略)

7 機構は、既往債権管理勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたとき(附則第九条第二項の規定による交付金の交付を受けた場合にあつては、同条第三項の規定による整理を行った後なお利益があるとき)は、通則法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を積立金として整理するものとする。

8・9 (略)

10 主務大臣は、第七項又は前項の規定による承認しうとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

11 機構は、第九項に規定する第七項の規定による積立金の額に相当する金額から第九項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 第十四項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時に於いて、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に對する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(住宅金融支援機構住宅地債券の発行)

第八条 機構は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、旧住宅地債券引受者のうち附則第十条の規定の施行の際現に住宅金融公庫住宅地債券を所有している者が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構住宅地債券を発行することができる。この場合における第十九条第四項から第八項まで及び第二十四条の規定の適用については、第十九条第四項中「又は前項の規定による財形住宅債券」とあるのは、「前項の規定による財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、同条第六項から第八項までの規定中「又は財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、第二十四条中「及び財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券及び住宅金融支援機構住宅地債券」とする。

(住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 次に掲げる債券は、第十九条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は同条第三項の規定による財形住宅債券とみなす。

一 三 (略)

(住宅金融支援機構住宅地債券の発行)

第八条 機構は、当分の間、主務大臣の認可を受けて、旧住宅地債券引受者のうち附則第十条の規定の施行の際現に住宅金融公庫住宅地債券を所有している者が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構住宅地債券を発行することができる。この場合における第十九条第五項から第九項まで及び第二十四条の規定の適用については、第十九条第五項中「又は第三項の規定による財形住宅債券」とあるのは、「第三項の規定による財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、同条第七項から第九項までの規定中「又は財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券又は住宅金融支援機構住宅地債券」と、第二十四条第一項中「及び財形住宅債券」とあるのは、「財形住宅債券及び住宅金融支援機構住宅地債券」とする。

(住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 次に掲げる債券は、第十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は同条第三項の規定による財形住宅債券とみなす。

一 三 (略)

○ 独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第

号）（第三百三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長及び理事の任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 役員任期は、二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十三条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。</p>

○ 環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（第三百三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（設置） 第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。 中央環境審議会 公害健康被害補償不服審査会 有明海・八代海総合調査評価委員会 （削る） （有明海・八代海総合調査評価委員会） 第十条 （略） （削る）</p>	<p>（設置） 第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。 中央環境審議会 公害健康被害補償不服審査会 有明海・八代海総合調査評価委員会 独立行政法人評価委員会 （有明海・八代海総合調査評価委員会） 第九条の二 （略） （独立行政法人評価委員会） 第十条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>

○ 独立行政法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）（第三百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ環境大臣及び環境省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十二条 （略）</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ環境大臣、環境省及び環境省令とする。</p>

○ 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（第百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）（削る）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣等） 第十八条 （略）</p> <p>2 機構に係る通則法における主務省令は、環境省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十三条 （略）</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならぬ。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付に係る手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（主務大臣等） 第十八条 （略）</p> <p>2 機構に係る通則法における主務省及び主務省令は、それぞれ環境省及び環境省令とする。</p>

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第四百四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>名称 (略)</p> <p>捕虜資格認定等審査会</p>	<p>法律 (略)</p> <p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）</p>	<p>名称 (略)</p> <p>捕虜資格認定等審査会</p>	<p>法律 (略)</p> <p>武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）</p>
		<p>独立行政法人評価委員会</p>	<p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）</p>
		<p>（設置） 第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	
<p>（設置） 第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			

○ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（第四百四十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十一条（略）</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十二条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ防衛大臣及び防衛省令とする。</p>	<p>（役員任期） 第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（積立金の処分） 第十一条（略）</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、防衛省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（主務大臣等） 第十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ防衛大臣、防衛省及び防衛省令とする。</p>